

タイトル	15世紀イングランドにおける司教管区の行政：R・L・ストーリーの所説の紹介と解説(下)
著者	東出，功
引用	北海学園大学人文論集，11：31-96
発行日	1998-10-31

15世紀イングランドにおける司教管区の行政

— R・L・ストーリーの所説の紹介と解説 —

(下)

東 出 功

第4節 受難の15世紀 — 教会裁判権とその環境

§ 4-1 教会裁判権の限界 — 俗界裁判所との関係強化

〈19頁〉司教記録簿など教会関係の記録類から見る限り、イングランドの教会では統治機構が高度に整備されている。いいかえると教会は、責務の遂行のために十分な装置を備えていた。責務とは信仰の正統性を堅持し、併せて道徳の水準を維持することがそれである。装置としてはまず裁判所が存在し、また訴訟の手続きも明確である。さらに要員の能力・資質も高い。しかもこれらの装置は、教会法上のあらゆる事態に対処すべくすでに整備を終えていた。

教会当局は、なるほど最終的な制裁手段を欠いていた。頑強な被告人を裁判所へ出頭させ、また判決に服従させるための物理的暴力の行使権がそれである。しかしイングランドでは、その補完のために特有の手続きが許容された。司教は俗界権力の支援を求めて、国王の大法官府へ逮捕令状を申請しうる。たとえば教会裁判所の命令に服従せず、破門されたものがその対象になる。^{a)}

ロラド派の異端が顕在化し、体制側はその規模に脅威を感じた。ロラド派はその規模において、まさにイングランド空前の異端であった。教会裁判所は、これを転機として俗界裁判所との関係を強化した。

その名も“異端信仰者の焚刑について”という法律^{b)}があり、1401年に制定されている。異端の宣告は司教裁判所の権限であるが、焚刑の執行

はこの法律に基づいて俗界権力が引き受けた。

また異端の発見については、教会の権能が1414年の法律によって補強された。オウルドカースル^oの反乱があって、その翌年のことである。この法律は俗人官僚全員にロラド派への敵対を宣誓させ、裁判官や治安判事には異端者を発見し教会当局へ引き渡すことを義務づけた。^{1) d)}

王冠は正統信仰の擁護者であり、しかもその代表戦士である。その立場は、新しい論理の導入によって補強された。異端信仰は反逆と不可分である、という論理がそれである。^{e)} この論理は、王国の有力者にも広く共有された。有力者から見れば、ロラド派は現存の社会秩序や財産権秩序の破壊者である。^{f)} ケント州テンダデンの住民5名は“国王の臣民でありながら異端信奉者・破壊分子として発見され逮捕された”という。^{g)} ロンドンのある年代記作者の記述である。この5名は、1438年に反逆者として処刑されている。²⁾

1) F. D. Logan, *Excommunication and the Secular Arms in Medieval England* (Pontifical Institute of Medieval Studies, Toronto, Studies and Texts, no.15, 1968), 17-24.

2) *The Brut* (Early Eng. Text Soc., 1905-8), II, 472.

a) “In England by the early thirteenth century records begin to appear which reveal a well-established procedure of secular aid against obdurate excommunicates. Briefly, by this procedure the royal chancery at the request of a residential bishop would issue to the local sheriff a writ for the capture and detention of any person who had remained excommunicate for more than forty days [writ *de excommunicato capiendo*.] This system was used throughout the rest of the middle ages, survived the religious changes of the sixteenth century, and fell into desuetude only in the early seventeenth century.” — Logan, *op. cit.*, p.17.

b) the statute *de heretico comburendo* of 1401: “And if any Person or Persons then the Diocesan such Person or Persons in this Behalf defamed or evidently suspected may cause to be arrested the said Diocesan by himself or his Commissaries do openly and

judicially proceed against such Persons so arrested and determine according to the Canonical Decrees And if any Person be before the Diocesan or his Commissaries canonically convicted the same Diocesan may do to put the same Person [to the secular Court] And if any Person then the Sheriff of the County and Mayor etc. the same Persons shall receive, and them before the People in an high Place do to be burnt; that such Punishment may strike in Fear to the Minds of other / Vic[comes] Com[itatus] illius loci, & Major etc. easdem coram p[o]p[u]lo in eminenti loco comburi faciant, ut hujusmodi punicio metum incuciat mentib[us] alio[rum]” — 2 Hen. IV. c. 15. (*Statutes of the Realm*, II, 127f.)

c) Sir John Oldcastle, Lollard leader, attacked by clergy for maintaining heresy 1413, hung and burnt hanging 1417.

d) “..... the Chancellor, Treasurer, Justices of the one Bench, and the other, Justices of Peace, Sheriffs, Mayors, and Bailiffs of Cities and Towns, and all other Officers shall make an Oath in taking of their Charges and Occupations, to put their whole Power and Dilligence to put out and [do to be put out cease and destroy] all Manner of Heresies and Errors, commonly called Lollardries and that they assist the Ordinaries and their Commissaries, and them favour and maintain, as often as they or any of them [to that] shall be required by the same Ordinaries or their Commissaries” — 2^o Hen. V. *Stat.* 1. c. 7.

e) この文脈で“反逆”とは、王冠への反逆であろう。異端信仰それ自体は教会秩序への反逆であろうが、これを王国の秩序あるいは王法秩序の破壊と見なし、さらに王冠への反逆と同一視している。教会への反逆は、王冠への反逆と同一視されて強権による制圧を可能したということか。

f) ロラド派が教会財産とりわけ修道院財産を非難したことによるものか。

g) “founden and taken for heresyys and destroyers of the kinges peple.”

§ 4 - 2 王冠と下院 — 教会に対する姿勢の相違

しかし 1414 年の反ロラド法を見れば、議会の下院は教会当局への擁護

の姿勢において積極性を欠いていた。俗人官僚は異端の鎮圧を誓約させられたが、国王への勤務を最優先の義務とすることには変わりが無い。また司教からの指名手配でロラドを逮捕しても、その費用は司教の負担とされている。^{a)}

下院側には、教会に対する疑惑もあった。異端の審問に際して、司教が強制審問の権限を乱用しないかという疑惑である。その疑惑は、司教権限に対する制約の規定にうかがわれる。司教から土地を占有するもの、つまり司教のいわば“封臣”が司教自身から異端の宣告を受けることもありうる。そのばあいには、その“封臣”の土地に関して司教の“封主”権を排除する。要するに司教の没収権限を否認し、土地を王冠のもとに留保することが規定された。^{1) b)}

下院の主張では乱用がこれだけに留まらず、繰り返し乱用排除の立法を要求している。しかし王冠側では、ランカスタ朝の全期間を通じて教会擁護の姿勢を変えていない。修道院による聖堂区聖堂の専有、すなわち聖堂資産の永代取得が続いていた。下院は新規の専有に反対して、その禁止を要求した。ヘンリ4世はなるほど1391年の法律を再確認し、専有者の側に聖職代行者の配置を義務づけた。^{c)} しかしその程度の譲歩も実は後日のことで、国王はその要求を拒否している。〈20頁〉下院はこの法律が遵守されていないとして、1432年にあらためて請願した。しかしこの法律に罰則規定を追加することについては、またしても国王から拒否された。²⁾

国王の回答には、露骨な拒否よりも責任転嫁の事例が多い。上院の聖職者に対して改善を要請するという回答がそれである。聖堂区司祭の不在については、すでに1401年、1402年、1406年、1425年、1426年にも抗議の請願があった。この種の回答は、そのたびに反復されている。³⁾

下院の非難は、教会裁判所による事件処理の方式へ向けられたこともある。悔俊の代わりに罰金を賦課することや、遺言状の検認に当たって手数料を過大に請求することがそれである。不成功という点では、このばあいの立法請願も同様であった。⁴⁾

下院はさらに聖職者の刑事犯罪を問題にして、1449年に激しい語調で

苦情を申し立てた。しかしそれも、大司教・司教の責任に転嫁される。転嫁の理由は、文面によれば“教会がその自由・特権を享受しうるように”⁴⁾ということである。同様の請願は1455年にもなされるが、これは露骨に拒否された。⁵⁾

世俗法裁判所における聖職者の特権については、ヨーク朝のエドワード4世も擁護の姿勢において劣らない。彼の1462年の勅許状⁶⁾はその擁護を意図したもので、後にやはり同朝のリチャード3世によって再確認⁷⁾されている。⁶⁾ なお両国王ならびにヘンリ7世治世の議会関係記録は、下院からの反聖職者請願を含まない点において注目に値する。

1) *Statutes of the Realm* (Rec. Comm., 1810-28), II, 181-2.

2) *Rotuli Parliamentorum* (1783), III, 468, 499-500, 542, IV, 404.

3) *Ibid.*, III, 468, 501, 594, IV, 290, 305-6.

4) *Ibid.*, III, 645, IV, 8, 9, 19.

5) *Ibid.*, IV, 151, 333-4.

6) C. B. Firth, ‘Benefit of Clergy in the time of Edward IV’, *Eng. Hist. Rev.*, XXXII (1917), 179-80.

a) “..... So that when the said Officers and Ministers travel or ride to arrest any Lollard, or to make Assistance at the Instance at Request of the Ordinaries or their Commissaries by virtue of this Statute, that the same Ordinaries and Commissaries shall pay for their [Cost] reasonably” — 2^o Hen. V. 1. c. 7.

b) “ (1) And also that all Persons convict of Heresy shall lose and forfeit all their Lands and Tenements that is to say, That the King have all the Lands and Tenements, which the said Convicts have in Fee Simple, and holden of him immediately, as forfeit; (2) and that the other Lords, of whom the Lands and Tenements of such Convicts be holden, immediately after that the King is [so] seised and answered of the Year, the Day, and the Waste, have Livery out of the King’s Hands of the Lands and Tenements aforesaid of them so holden ; (3) except the Lands and Tenements which be holden of the Ordinaries or their Commissaries, before whom any such Persons impeached of

Heresy be convict, which Lands and Tenements intirely [*sic*] shall remain to the King as forfeit" — *Ibid.*, loc. cit. 説明のために3項目に分けた。国王の直臣が異端の宣告を受ければ、その占有地は国王に没収される(1)。異端者が国王の直臣でないときは、1年と1日を経過して国王が毀損権(自由処分権)を確保した直後に封主に返還される(2)。しかし司教など異端の宣告者自身を封主とする土地は、その返還の対象から除外されて国王の手中に残る(3)。一般に封主・封臣関係においては、封臣側に誠実義務の違反があれば知行を没収される。知行の没収は、封主の権限に属する。司教も同様で、その封臣に違反があれば司教自身が封主として没収権限を行使する。しかし異端は別で、仮に司教自身が封主でも没収権限をもたせないという。異端の宣告それ自体は、なるほど教会法上の司教権限である。しかし下院の意図は、司教にそれを知行没収の口実として乱用させないことにあったというべきか。

c) "It is agreed and assented, That in every Licence from henceforth to be made in the Chancery, of the Appropriation of any Parish Church, it shall be expressedly contained and comprised and also that the Vicar be well and sufficiently endowed. (1391)" — 15° Ric. II. c. 6. (*Statutes*, II, 80.) / "That the Statute of Appropriation of Churches, and of the Endowment of Vicars in the same, made the Fifteenth Year of King Richard the Second, be firmly holden and kept, and put in due Execution (1402)" — 4° Hen. IV. c. 12. (*Ibid.*, p. 136.)

d) "so 'that the Church have *his* freedoms and liberties' " 斜体字の代名詞属格は、当時の語法を考慮して中性と理解した。

e) *Charta regis Edwardi quatri de libertatibus clericorum; et ne ipsi clerici per laicos arrestentur* (1462) — Wilkins, *Concilia*, III, 583ff.

f) *Confirmatio libertatum ecclesiae* (1483) — *Ibid.*, p. 616.

§ 4 - 3 高位聖職者の立場 — 対王冠・対議会・対教皇

このように15世紀の歴代国王は正統信仰を堅持し、教会の権威や特権を一連の攻撃から擁護した。何故か。理由の一部は、国王が教会の権威や特権を制御し利用しえたことにある。とりわけ司教の任命権は、実質的に国王の手中にあった。

王国公印の管掌者つまり大法官は、1399年から1509年まで大司教か司

教かのいずれかであった。この時期での例外は、わずか5年間^{a)}に過ぎない。国王私印の管掌者つまり王印庁の長官も、この時期を通じて俗人が皆無である。¹⁾従って教会の利害は、彼らを通じて国王評議会の場で十分に表明された。評議会では国王の不在時に大法官が職権によって議事を主宰し、また王印庁長官は評議会の行政機能を代行した。

議会では大法官が国王の意向を代弁することもあり、議会の事務局は大法官府の書記で構成されていた。さらに聖職者の上層部は、同僚を行政府のみならず議会上院へも送っている。従って議会が彼らの利益を脅かすときには、同僚を通じて十分に反論が可能であった。

教皇との関係では、司教層に疑いもなく深刻な問題があった。教皇は直任請願者の規制に関する法律^{b)}を廃止させるべく、教会の自由の名において司教層に具体的な行動を指示していたからである。それに対して俗界貴族や下院の議員は、この規制の廃止に悪夢を予感していた。イングランドの教会に教皇直任の外国人聖職者が殺到することの予感である。従ってこの規制の存続には、不退転の決意で臨んだ。彼らの頑強な姿勢は、司教層を忠誠の衝突という難問から強引に解放した。²⁾

<21頁> 一方では教皇権が失墜し、教皇による直任権の乱用が回避された。従って司教自身のパトロン権は、教皇直任権によって侵害されずに済んだ。イングランドでは、多数の聖職者が教会と国王との双方に勤務し栄達を追求してきた。彼らもまた、請願者相互間の請願競争や請願費用の脅威から救われた。

1) *Handbook of Brit. Chronology*, 85-6, 92-3.

2) E. F. Jacob, *Henry Chichele* (1967), 47-52.

a) 1399, Sept.-1401, Mar. John Scarle, archdeacon of Lincoln; 1405, Mar.-1406, Aug. Thomas Langley, dean of York (bishop of Durham 1406, Aug.-1437); 1410, Jan.-1412, Jan. Thomas Beaufort, knight; 1454, Apr.-1455, Mar. Richard Nevill, earl of Salisbury. トマス=ラングリのヨーク参事会長の期間をも含めれば6年半。

b) Statutes of Provisors, passed in 1351, 1353, 1365 and 1389, to

check the practice of Papal provision, or nomination to vacant benefices over the head of the ordinary patron.

§ 4-4 “庶出封建制”と裁判(1)——世俗裁判所

国王自身の“パトロン権”にしても、実効の点では厳しく制約されていた。議会が教会の権利侵害を意図するばあい、国王はなるほど拒否権を発動してその防波堤になりえた。しかし国王に可能なのはそれだけで、教会の権利行使を支援して実際の効果を保障するまでには及ばなかった。イングランドの国王は、絶対者の権力をもたない。国王の意志が貫徹されるのは、教会の権利主張が土地占有者とりわけ有力貴族の階層から容認されるばあいに限られる。

この階層は少数者に過ぎないが、騎士や郷紳を配下として私党を構成していた。いわゆる“庶出封建制”^{a)}がそれである。中世後期のイングランドで現実の政治勢力といえ、この少数者にほかならない。コモン=ローは、法理からすればすべての臣民の権利を守る。しかし裁判の実態においては、有力者から恣意的に操作されることが多かった。

各州の長官は、なるほど国王から任命される。しかし彼らは所管の州内に親戚縁者を持ち、またしばしば貴族の配下になっていた。従って法の公平な強制を責務としながらも、その履行あるいは不履行に当たって公平を欠く傾向があった。治安判事にしても、これら一連の圧力から自由でありえない。さらにコモン=ロー裁判所では、陪審員が州長官によって特定の党派に限定された。あるいは私党や群集から脅迫されることもある。王冠それ自体ですら、配下の被告・原告に有利な判決を確保すべく訴訟に介入しかねない。

暴力は、むしろ通例であった。当時一般の心理状態として、十分な自制心が欠けていたからか。それもあろう。ほかに暴力事件の犯罪者に対して、適法な制裁を控える事例が多過ぎたからである。陪審員には、職業的犯罪者を別として一般に有罪判決を避ける傾向があった。国王もまた、安易に恩赦を与えた。法外追放者は、法理において行為能力を剥奪され生存

を脅かされる。しかし警察の監視機構が不備なので、彼らはなお数年にもわたって生存を続けられた。¹⁾

法に対する無視や冒瀆が横行したとはいえ、各種の裁判所は審理を継続した。裁判秩序の頂点には、王座裁判所や民事訴訟裁判所があった。両裁判所の残存記録は、総件数において驚異的である。また教会関係のあらゆる裁判所にもまして、記録の欠落が少ない。従って両裁判所の専門の裁判官については、教会関係の裁判官と同等に詳細を知りうる。任命の順序はもとより、個人の経歴ですら追跡が可能である。イングランドの15世紀は、無秩序の時代といわれる。しかし記録の残存状態からすれば、この国の裁判制度はその無秩序を乗り越えて存続している。

では同時代の教会関係の記録から、どのような結論が賢明か。世俗の記録のばあいと同様に、結論は控え目に留めるべきであろう。世俗の裁判所は、上記の通り有効性や公平性において顕著に欠けていた。当時の同じ社会状況からすれば、教会の各種裁判所だけが有効にしかも公平に機能するはずがなかろう。

1) R. L. Storey, *End of the House of Lancaster* (1966), esp. 210-16; 'Lincolnshire and the Wars of the Roses', *Nottingham Medieval Studies*, XIV (1970), 74-7.

a) bastard feudalism.

§ 4 - 5 “庶出封建制”と裁判(2) — 教会裁判所

王冠の権威は、15世紀の中葉に最低の水準に達した。〈22頁〉当時の状況を2通の請願書で例示しよう。いずれも1449年のもので、教会関係者から国王へ裁判の執行が不可能になったことを伝えている。

第1の請願書を見よう。ロチェスタ司教補佐の代理判事は、ウェスタラム村^{a)}の住民ジョン=ラムを破門した。裁判所へ出頭していないことが理由である。ラムは司教補佐の使者を襲撃し、出廷の命令書を奪取した。彼はそれを“神聖な教会の裁判所に対する侮蔑のことばとともに、破って泥

の中へ放り投げた”^{b)}という。さらに隣人の支援をえて、アシュ^{c)}聖堂内の代理判事の裁判所へ侵入し破門の解除を要求した。司教補佐の申し立てによれば、彼ならびに部下にとってウェスタラムの住民は矯正が不可能である。何故か。“住民は指導者に、また指導者の一切の命令に服従する意志を公言しているからである”という。^{1) d)}

ウェスタラムは、翌年のジャック=ケイドの反乱の際に反徒徴募の中心地の一つになる。ほかにホーカースト村^{e)}の事例がある。やはりケントの森林地帯にあって、ケイドの反乱はここにも及んだ。この村はさらに1456年にも、あらためて反乱の舞台になる。この反乱は、王国と教会との双方の法秩序を破壊すべく計画されたという。直接の標的は、司祭でしかも複数聖職の兼任者である。まず兼任者で悪評の高いものは全員を殺害し、残りのものには去勢の実施を計画していたという。²⁾ 俗人民衆の反乱は、教会体制への反感と明白に関連していた。

第2の請願書も1449年のものである。リチフィールド司教ブズ^{f)}から国王宛の請願である。同司教の裁判権も、やはり執行不可能に陥ったという。司教の部下はチェシャの州内で多数の“不義密通者や神の法に対するその他の犯罪者”^{g)}を目前にしながらか、裁判の執行を控えている。“あるものは本人の力不足が理由で、またあるものは有力者から給養を受けていることが理由で”あるという。³⁾ ケント州内では村落共同体が強力で、裁判の妨害が過激であった。チェシャ州内での妨害行為は、むしろ通常型というべきか。

1) P.R.O. Ancient Petitions (S.C.8), no.4109.

2) P.R.O. King's Bench; Ancient Indictments (K.B.9), files 49, 288, no.58.

3) *English Historical Documents 1327-1485*, ed. A. R. Myers (1969), no. 724. 『教皇令状簿』によれば、ノリヂ司教はウィングダムにおいて裁判権の執行が不可能であった。“Mandate, at the recent petition of Walter [Lyhert], bishop of Norwich (containing that the inhabitants of Wymond-ham in his diocese have pertinaciously refused to allow him

to exercise his jurisdiction there and to obey him in matters concerning it (1448)” — *Cal. Pap. Let.*, X, 347.

a) Westerham, Kent. ロンドンの南南東 30 軒。

b) “(he) kest [cast] abroad in the myre [mire] with wordes of dispisyng of the jurisdiccions of Holy Chirch”.

c) Ash, Kent. ロンドンの南東 30 軒。ウェスタラムからは東北東 20 軒。

d) “for thei seid oponly thei wol stonde to gider and that that oon doth all doon”.

e) Hawkhurst, Kent. ロンドンの南東 70 軒。

f) William Booth, bishop of Coventry and Lichfield 1447-52.

g) “..... many advowers, fornicators, and other misdoers against the laws of God” — Myers (ed.), *op.cit.*, loc.cit. / “..... many adulterers, ‘fornicators and other misdoers against the laws of God’ ” — Storey. 引用には、僅かながら『史料集』の記載との相違がある。 [N.B. Advowers: fugitives from justice allowed to take a vow of loyalty to some powerful lord who would thenceforward defend the miscreant; fornication: intercourse between unmarried persons; adultery: between married persons.]

§ 4 - 6 破門の拡大 — 手続き・対象・意図

破門は教会にとって第一級の武器であり、教会防衛の手段としてこれを利用する事例が増加した。破門の宣告は、教会の裁判官であればだれにでも可能である。破門は個人を対象として、何らかの罪状で有罪が確定したものに宣告される。またその宣告は“下されるべき判決”^{a)}によるものとされた。ほかに犯罪の種類によっては、違反者を“事実それ自体によって”^{b)}自動的に破門の対象とする。しかもこの自動的な破門の範囲は、いちじるしく拡大されていた。その拡大の結果として“イングランド人民の大部分が包括的な破門の判決で拘束されている”^{c)}という。カンタベリ大司教管区における 1460 年の総会記録の文言である。¹⁾

また同大司教管区の総会は、すでに 1434 年にいわゆる“大きな呪い”のイングランド版の改訂版^{d)}を承認していた。聖職者の間には、この文書の公示について抵抗や妨害を危惧するものもいた。しかし結局はすべての

聖堂で、年間3回の頻度で公示されることになった。

この文書自体は、自動的に破門の対象となるような犯罪行為の一覧表である。破門の対象は教会の各種裁判権・諸特権の侵害^{e)}に留まらず、王国の法に対する重大な違反についても大半の類型を含んでいた。ある項目では、平和の攪乱と国王の何らかの権利に対する妨害行為とを違反の類型としている。^{f)} <23頁>規定としては、これ以上に抽象的・網羅的な文言がありえない。別な項目では、罪状が具体的に列挙されている。魔法・偽証・放火・利子・窃盗・強姦・文書偽造とならんで、十分の一税の秘匿すなわち徴収した上で秘匿する行為がそれである。^{g)} さらにこの文書の最後の条項は、いわゆる重罪犯人と重罪犯人を“給養する”ものに関する規定である。^{2) h)}

殺人を明記していないのは意外であるが、この“大きな呪い”からは公共の秩序に対する教会の貢献が読み取れる。なお最後の条項には、1433年つまり前年の議会との関連が見える。下院からの要請を受けて、前年には上院の全員が犯罪者を隠匿しないことを誓約していたからである。下院はまた別な請願で6州ⁱ⁾における暴力犯罪の深刻さを報告し、司教への要請事項として違反者の破門を提案した。“人間の法による処罰を恐れないものには、神の審判の宣告をもって威嚇すべきである”という。³⁾

従って破門の包括的判決は、その原則に関して議会の事前承認を受けていたものと考えてよい。司教の側でも、包括的判決を手段として利用した。恐らくは犯罪者の発見のためであろう。グラム司教ラングリは、出頭命令書をしばしば“凶悪な未知の息子たち”に対して発布した。未確認の逃亡犯人に宛たもので、破門を威嚇手段としている。罪状は教会の諸権利に対する侵害のほかに世俗の犯罪にも及び、多様でしかも凶悪犯罪だけに留まらない。また破門の威嚇は、逃亡犯人の身許を知らながら通報を怠ったものにも及んでいる。^{4) j)}

これら破門威嚇の命令書には、告発を促進する効果もありえた。エクセタ司教管区のサウス=ブレント聖堂区で、司祭代行者が殺害された。司教レイシは、1436年に犯人の破門を宣告した。犯人が未確認のままの破

門である。その2か月以内に、犯人中1名の身許が判明した。最終的には6名が治安判事のもとに起訴され、そのうち1名は同聖堂区勤務の“聖水係”であった。この犯罪は、異常に残虐であった。代行者は晩課終了後に境内で襲撃され、両眼を摘出され身体を損傷されて死亡した。^{k)} 犯人集団は教会の聖域を侵犯しており、事前の共謀も明白である。しかしヘンリ6世は、彼らに恩赦を与えている。^{5) m)}

国王の側は周知のとおり寛容であるが、司教レイシの側では当然のことながら事後処理を必要とした。境内が流血で汚染されているので、それをあらためて聖別しなくてはならない。その再聖別をしかるべき聖職者へ委任するには、教皇の特別な許可を必要とした。境内の汚染といえばエクセタの司教座聖堂にもその事例があり、再聖別は1437年から1446年までのほぼ10年間で3回にも及んでいる。⁶⁾

1) *Regestrum Thome Bourghier* (Cant. & York Soc., 1957), 85.

2) *Reg. Chichele*, I, cxxviii-ix, III, 257-8.

3) *Rot. Parl.*, IV, 421-2.

4) Storey, *Thomas Langley*, 114-16.

5) *Cal. Pat. Rolls 1436-41*, 123-4; *Register of Edmund Lucy* (Cant. & York Soc., 1963-73), II, 8-10, 23. アンソニ=スント=クウェンティンとその配下は、1439年にヨーク州ロウスラブ在俗参事会聖堂の参事会長を殴った。理由は“口頭での重大な侮辱”に対する報復であり、結果として殺害した。しかし殺害それ自体は故意によるものではなかった。教皇は、スント=クウェンティンに悔悛後の赦免を命じた (*Cal. Pap. Let.*, IX, 118)。彼が起訴されたか否か、あるいは恩赦されたか否かについては、情報を発見していない。

6) *Reg. Lacy*, I, 159, II, 62-6, 287, 317-19, 352, 360-5; and *passim*.

a) “Excommunications are also divided — and this is a most important distinction — into those *ferendae sententiae*, and those *latae sententiae*. Those of the first class are inflicted by the sentence of a judge; the second are incurred as soon as the evil acts to which they are attached are performed with the requisite knowledge and deliberation.” — *Catholic Dictionary*. “下されるべき判決”と“下されている判決”とが対比されている。後者では“犯罪の種類”に応じて事前に判

決があり、犯罪の実行の瞬間にそれが適用されるという理解か。

b) “In some cases the court has no discretion, but must pass sentence of excommunication if the offender is found guilty This is sometimes called excommunication *ipso facto*.” — *Jowitt's Dictionary of English Law*. この文脈で“事実それ自体によって”とは、裁判所の個別の裁量を排除するということであろう。

c) “quod magna pars populi Angliae est censuris et excommunicationum *sententiis a jure latis involuta*” — Wilkins, *Concilia*, III, 577. / “a great part of the English people is bound by *general sentences*” — Storey. ここでは、前出訳注 a) の“(法律によって) 下されている判決”が“包括的判決”と読まれている。包括的・抽象的判決が事前に公示されており、それに該当する“類型”の犯罪があれば実行の瞬間に適用されるということか。

d) “an English version of the ‘Great Curse’ ” 本稿末尾の〈覚書1〉「いわゆる“大きな呪い”について」を参照されたい。なお以下の e) から h) までは、この〈覚書1〉に再録される。

e) “Convocatio praelatorum et cleri provinciae Cant. 7. die mensis Octobris in ecclesia S. Pauli London (1434). First. Alle they ar [are] *accursed*, that presume to take away, or to pryve any church of the right that longeth thereto, or elles ageyn right stryve to breke or trouble the libertees of the church” — Wilkins, *op. cit.*, p. 524.

f) “Also [Second], all they that presume to distourbe or trouble the peese and tranquillite of the kyng and his reaume of England; and [all] they that wronggefully withhold any right, that longeth to the kyng.” — *Ibid.*, loc. cit.

g) “Also [Eighth], alle they that use any wichecraft ; and alle false jurors ; willfull brenners of howses, userers; famous theves, and rubbers ; falsaries of the popes letres, the kyngges letres, or letres of any ordinarye of holy church; and withholders of tythes, or other spirituall commodityes, longyng to holy church.” — *Ibid.*, loc. cit.

h) “Also [Tenth] felons, maynteners of felonyes” — *Ibid.*, p. 525. Cf. “*Felony* originally the state of having forfeited lands and goods to the Crown upon conviction for certain offences, and then,

by transition, any offence upon conviction for which such forfeiture followed as distinguished from *misdemeaner*, upon which no forfeiture followed.” — *Jowitt's*. 要するに重罪と軽罪とは、資産の没収にまで及ぶか否かで区分される。

i) Shropshire, Hereford, York, Nottingham, Derby, Susse. — Storey, *Thomas Langley*, p. 114.

j) “犯人が未確認のまま逃亡しているときは、出頭命令書が嚴重な破門の威嚇の文言で発布された。犯人が所定の期限内に出頭しない限り、幫助者・保護者・秘匿者もその破門の対象になる。期限は2週間か3週間以内が通例とされた。” — 同上。

k) “..... at Brente [Brent co. Devon] assaulted John Heye, clerk, forced his eyes out of his head with daggers, broken his shinbones with a weapon and then broken his back and murdered and slain him; the king of his special grace has pardoned him (1437)” — *Cal. Pat. Rolls, 1436-41*, 123-4.

m) “..... Anthony de Sancto Quintino [St Quentin] that Thomas Pricebrige, priest, rector or warden of the collegiate church of Lewthorp [Lowthorp] inflicted on him grave and various verbal injuries, after which Anthony, with seven of his servants insidiously fell upon the said rector, laid violent hands upon him and severely wounded him, wherefore, and against Anthony's wish, he dies within a brief space he beat and ordered to be beaten the said rector without inten to kill him (1440)” — *Cal. Pap. Let., IX*, 118f.

§ 4 - 7 聖職者の犯罪と身分特権 (1) — 教会裁判所での有罪解消

このような無法の時代には聖職者が常に被害者であるとも限らず、加害者になることもありえた。下院からの請願2件に注目しよう。いずれも聖職者による殺人や強盜の増加を指摘している。第1の請願は、1449年のものである。その文面によれば、犯人は“配下の聖職者の大胆不敵な態度によって”^{a)} 犯行の意思を助長されているという。要するに、犯人も配下も聖職者である。

〈24頁〉第2の請願は、1455年のものである。犯人は、盜品の一部を備

蓄しているという。逮捕や有罪宣告を想定して、いわば保険金の備蓄である。聖職者は仮に逮捕されても、身分特権を主張すれば管区の司教へ引き渡される。保険金とは何か。司教のもとで無罪を立証し、釈放を買い取って犯罪者の経歴を再開するための費用にほかならない。¹⁾ 下院の請願の背景には、恐らく近い過去にいくつかの具体的な事例があろう。しかし聖職者犯罪の急増なるものには、確証が欠けている。

聖職者が世俗の裁判所で有罪の判決を受けても、司教は彼らに有罪を解消する²⁾ための機会を与えた。その解消の審理開始は、地方主任司祭かあるいは司教補佐の代理判事を経由して布告された。利害関係者はその布告によって異議の申立てを許容されるが、そのような異議の申立ては皆無に近かった。異議の申立てがなければ、次に同僚の聖職者12名からほぼ確実に宣誓証言が期待される。被疑者の無罪を確信するという証言がそれで、彼はその証言に基づいて有罪を解消され釈放される。

しかしいかに聖職者でも、いわゆる“重罪”に関して有罪の解消を許容されるには相応の条件があった。有罪判決が1件だけであること、また罪状も窃盗の程度であることがそれである。有罪が2件以上でしかも窃盗の程度を超えるときは、解消を許されることが皆無に近い。いいかえると“公然の重罪犯人”として記録されるほどのものは、有罪の解消を許容されることがない。

世俗の裁判所は、有罪の聖職者を司教へ引き渡す際に“コンウィクトゥス”と“アティンクテゥス”とに区分した。単なる“有罪の判決を受けたもの”と、さらに“私権剥奪の判決を受けたもの”とがそれである。³⁾ 後者はまさに札付きの悪人と見なされて資産を没収され、しかも有罪解消の機会を与えられない。“私権剥奪の判決を受けたもの”は、逃亡でもしない限り司教の監獄で終身刑に服する。また“有罪の判決を受けたもの”ですら、有罪解消の機会を与えられるまでに通例として数年間を監獄で耐える。運がよければ1年後にそれを許容されるが、収監の期間は平均して4年から5年に及ぶ。運が悪ければ、その程度では済まない。ウィリアム＝トウスタは、1388年に有罪と判定された。聖職者の衣服40ペンス相当の

窃盗による。有罪の解消は、24年を経て1412年に許容された。²⁾

世俗の法は、いわゆる“重罪”に対して死刑の判決を要求した。しかし司教の側では、刑罰として恐らく数年程度の獄中監禁で十分と考えた。国王はさらに寛大で、上記のトウスタ以上に凶悪な犯罪者ですら恩赦の対象にしている。従って司教に対しては、法律の刃先を鈍らせたという非難が当たらない。むしろ司教は、後日の刑罰改革の先駆者とも見なされよう。

1) *Rot. Parl.*, V, 151, 333.

2) *Register of Bishop Philip Repingdon* (Lincoln Rec. Soc., 1963), II, 282; P. Heath, *English Parish Clergy on the Eve of the Reformation* (1969), 119-32.

a) “by cause of the grete boldnes of their clergie”

b) compurgation ← compurgare (to purify by the oaths of others): wager of law (as opposed to wager of battle). 被疑者が無罪を宣誓し、所定の人数の補助者がそれに対する支持を宣誓する。補助者は被疑者本人の信頼性について宣誓するのであって、被疑事実の真偽に関する証言者ではない。冤罪をそそぐという意味で“雪冤”の宣誓と訳されることもある。

c) “A clericus convictus (convicted clerk) did not escape all penalty, but his fate was much less severe than that of the clerk delivered *absque purgatione* (without compurgation), who was condemned to perpetual imprisonment and who forfeited not only his chattels but his land. The expression used to describe such a prisoner seems sometimes to have been *clericus attinctus* (attainted clerk).” — Firth, *art. cit.*, p. 187. この解説では、一方の“有罪の判決を受けた聖職者”が“有罪の解消の適用を受けられない聖職者”から区別されている。後者は永久拘禁・資産没収の対象とされ、しかも“私権剥奪の判決を受けた聖職者”の同義語であるとされている。

§ 4 - 8 聖職者の犯罪と身分特権 (2) — 上級品級・下級品級

聖職者が教会の裁判所で有罪を解消されるということは、すでに俗人の陪審員から有罪の判定を受けていたことを意味する。しかも聖職者が現に世俗の裁判所で被告になっているということは、慣習法が変化しているか

らにほかならない。聖職者対象の裁判について、12世紀のヘンリ2世の譲歩事項がすでに空文化していた。聖職者は仮に告発されても、審理は教会の裁判所だけに限定するという協定がそれである。

エドワード4世は、この譲歩協定の復活を意図して特許状を発布した。^{a)}しかしエドワードの特許状は、明らかに無視された。大司教管区の総会で苦情が反復されているからである。世俗の裁判所は、聖職者に対して裁判を続行した。¹⁾聖職者の特権に対しては、このように概して無視の姿勢が堅い。何故か。理由は俗人の側からの反感だけに留まらず、聖職者の側の選択にもあろう。

法律上の告発の手続きとしては大陪審による正式起訴が必要で、身柄の拘束はその後になされる。しかしそれは俗人を対象とするもので、聖職者を告発するには既存の手続きに限界があろう。〈25頁〉被告人には、なるほど答弁を拒否するという選択肢もありうる。しかしこの選択肢は、いわゆる“激しく耐え難い苦痛”^{b)}つまり拷問につながる。聖職者が被告として、この種の拷問を受けたという証拠はない。

王座裁判所の記録によれば、聖職者はむしろ小陪審による審理を選択した。身分特権の主張は、有罪の確定後に限られた。無罪判決の見込みは常にあり、現にその事例がある。たとえば1447年のヒラリ開廷期^{c)}に同裁判所は複数の礼拝所司祭を起訴したが、判決は無罪であった。罪状は、強姦や公道での強盗である。²⁾小陪審の審理を選択して首尾よく無罪になれば、司教の監獄における不特定期間の服役を免れる。そのみか、有罪解消のための出費も避けられる。

しかし小陪審の審理では、有罪判決の危険もありうる。聖職者のうちには、国王から恩赦を受けることでその危険を回避したものもいる。たとえばサリ州シア聖堂区の司祭トマス=カーティスは、検死官の陪審から起訴された。ロンドンで1435年に、ある礼拝所司祭を待ち伏せして刺し殺したということである。彼はロンドン聖マルティヌス大聖堂の聖域^{d)}へ逃亡し、ひとまず法外追放の処分を受けた。しかし1437年には恩赦の令状を取得し、裁判所へ持参して無罪になった。^{3) e)}

これら2件の事例では、被告がいずれも品級において司祭であった。また彼らは有罪判決にいたらず、有罪の解消を必要としなかった。しかし有罪解消を許容される事例では、被告の過半数が上級の品級を取得していない。¹⁾ 下級品級の聖職者は日常的に何らかの技能職に従事しており、起訴状ではその職業の名称で記載される。²⁾ 彼らのばあいも、聖職者身分の申立ては有罪の確定以後に限られた。彼らはまず“聖職者のように”³⁾ 読む能力があることを証明し、その上で司教の監獄へ移された。彼らの一部は、恐らく祓魔師か守門かの下級品級を取得していたであろう。しかし世俗の裁判所は、品級取得の証明書を要求しなかった。何故か。読書能力が全般に上昇を続けていたことからして、その点には疑問が残る。

ともあれ聖職者身分の申立ては、犯人の読書能力が低いばあいの窮余の一策であった。しかも陪審員へ無罪の心証を与えられないばあいに、犯人はその一策に希望を託した。国王からの恩赦令状は司祭宛のものを別として、常に聖職者身分に言及し明記するとは限らない。⁴⁾ 聖職者身分の特権乱用は、むしろ下級の品級を自称するものに多く見られた。逆に発作的犯罪者でも品級では司祭というような人物に少ない。しかしその種の特権乱用も、やがて1489年に議会制定法によって制限される。⁵⁾

1) Firth, *art. cit.*, 179-90.

2) P. R. O. King's Bench: Coram Rege Rolls (K. B. 27), no.743, Rex I.

3) *Ibid.*, 705, Rex 24. See also 742, Rex 41d, and 746, Rex 27 (homicides), 740, Rex 24d (robbery with violence), and 741, Rex 4d (assault of vicar). これらは礼拝所司祭が起訴されながら、罪状の全件について一括の恩赦を受けた事例である。同様に『開封勅許状簿』にも、司祭に対する恩赦の事例がある。(e.g. *Cal. Pat. Rolls 1436-41*, 130, 180, 394, 402 — これらはすべて聖堂区司祭か礼拝所司祭による殺人や強姦の事例である)。

a) § 4-2 訳注 e) 参照。

b) “peine forte et dure”

c) Hilary term: 11-31 January.

d) sanctuary of St Martin's-le-Grand, London. この聖堂は、聖域の特異性によって知られている。詳細については、拙稿「ロンドン聖マルティヌ

ス大教会と国王行政(下)』『北海道大学文学部紀要』通巻64号(1988年)の終節《おわりに》を参照。

e) “Pardon to John Spencer late monk and now rector of the parish church of Howton, co. Dorset, of any felonies or rapes whereof he is indicted, charged or appealed, and of any consequent outlawries. (1438)” — *C.P.R., 1436-41*, p.130. “Pardon to John Mareschall chaplain, for the death of William Brown whereof he is indicted. (1438)” — *Ibid.*, p. 180. “General pardon to Walter Martyn, late vicar of the church of Harlowe, co. Essex, indicted of having feloiously ravished Cecily Cook, daughter of the said John, and carried her off with goods and chattels of her said father (1440)” — *Ibid.*, p.394. “Pardon, on his petition, to John Swan, late of Norwich, co. Norwich, chaplain, of his indictment of having broken the close and houses of Robert Grey at Salle and then and there feloniously ravished Agnes, the said Robert’s wife (1440)” — *Ibid.*, p. 402.

f) 聖職者の品級は、下記の通り上級3段・下級4段に区分されていた。

Sacri Ordines	Holy Orders	上級3段
Presbyter	Priest	司祭
Diaconus	Deacon	助祭
Subdiaconus	Subdeacon	副助祭
Ordines Minores	Minor Orders	下級4段
Acholytus	Acolyte	侍祭
Exorcista	Exorcist	祓魔師
Lector	Lector (Reader)	読師
Ostarius	Doorkeeper (Porter)	守門

g) “A *clericus convictus*, who was also known as a mariner or yeoman, a husbandman or scrivener, may possibly have been admitted in his youth to one or more of the minor orders, either as a convenient precaution, or with some idea of proceeding to higher orders in the future.” — Firth, *art. cit.*, p. 183.

h) “ut clericus”

i) 品級において司祭でなくとも、あるいは聖職者でなくとも容易に恩赦を受けているということか。

j) “..... dyverse persones lettred hath ben the more bolde to commytte

Murdre Rape Roberye Theft and all other myschevous dedes It is enacted ordeyned and stablished by thauctorite of this present parliament, that every persone not beying wythin orders, whiche ones hathe be admytted to the benefice of his Clergie, eftsones [soon afterwards, again] arayned of ony suche offence, be not admytted to have the benefyce of privilege of his Clergie;" — 4° Hen. VII, c. 13.

§ 4 - 9 聖職者の犯罪の実態 (1) — 裁判記録から

この時期における聖職者の犯罪については、その実態が必ずしも判然としない。何故か。裁判記録では、上記の通り犯人の身分に関する記載が明確でない。それのみか、記録それ自体の信頼性にも疑問がある。

大陪審は事件の起訴・不起訴を決定するが、その判断はときとして偏見や悪意で歪められる。また小陪審は有罪・無罪の判決を左右するが、その判断根拠もやはり疑わしい。国王の恩赦の令状も同様である。罪状が詳細に記載され、ときには起訴事実や判決内容にも言及される。しかしそれすらも、令状の受給者つまり被告人が問題の犯罪の実行者であることの確実な証拠とはいえない。

確かなことは、ある人物がある罪状で起訴されたということだけに尽きる。〈26頁〉その起訴事実には虚偽の可能性もあるが、被告側にも疑問が残る。被告は小陪審の判断に懸念があれば、判決を待たず国王からの恩赦に期待する。しかも恩赦が確実であれば、令状交付の請願に当たって有利な文言での記載を要望するであろう。恩赦の令状には、現に起訴事実の悪意性・虚偽性を断言したものがある。しかしこれらの断言も、盲信を許さない。被告の主張を請願書からそのまま転写した可能性もある。

ウィリアム＝トロラブは、ユーアストの聖堂区司祭である。^{a)} 彼は強姦罪の名目で、2度にわたって有罪の判決を受けた。最初はサリ州の治安判事から、2度目は刑事巡回裁判所の主任裁判官からの判決であった。しかし彼は、起訴状の虚偽性を主張して恩赦を受けた。¹⁾

ほかに聖堂区の司祭代行者2名の事例がある。勤務先は一方がサセクス州ウォドハスト聖堂区で、他方はヨーク州イーディングウォールド聖堂区で

ある。^{b)} いずれも強姦罪で起訴されているが、虚偽の可能性がある。何故か。犯罪が発生したという時点から一方は6年目の、また他方は7年目の起訴であった。この2名も品級ではやはり司祭であるが、恩赦の種類ではトロラブと異なっている。トロラブは起訴の悪意性を主張した上で、対象特定の個人恩赦を請願した。しかし一方の司祭代行者2名は、対象不特定の安価な一般恩赦を受けている。^{2) c)}

1) *Ibid.*, 118f.

2) K. B. 27/744, Rex 9, & 746, Rex 5 (both 1447).

a) “Whereas that William Trollop, parson of the church of Iwehurst [Ewhurst], co. Surrey, has been maliciously indicted before John Corff and his fellows, justices of the peace of the rape; and whereas of greater malice he was also indicted of the same thing before William Cheyne, knight, the chief justice on a commission of oyer and terminer; the king in consideration of the premises and of the asserted innocence of the said William Trollop, *pardons* him all rapes, felonies and trespasses up to the present date and any consequent outlawries. (1437)” — *Cal. Pat. Rolls, 1436-41*, pp. 118f.

b) Wadhurst, Sussex; and Easingwold, Yorkshire.

c) “General pardon: a pardon for offences generally, or for those committed by a number of persons not named individually.” — *O.E.D.* 一般恩赦とは、一方で特定個人の不特定多数の罪状のすべてに及ぶ恩赦を意味するという。他方では、個人名不特定の集団的犯罪に対する恩赦であるということか。

§ 4-10 聖職者の犯罪の実態 (2) — 議会への請願書から

悪意の起訴なるものは、大司教管区の総会や議会への再三の請願書でいわば定例の主題であった。^{1) a)} しかも同じ請願の反復とは、この主題それ自体の実態や経過を語るものにほかならない。聖職者の苦情は同僚に対する世俗裁判所の審理に、すなわち審理のあり方に向けられていた。

請願は1402年の議会へも提出され、そのときには法律の制定にまで到達した。この法律は聖職者の特権を確認し、起訴に当たって新規の一般的

罪状の追加適用を禁止した。たとえば“街道の強盗および野原の盗賊”というような一般的・抽象的な罪状がそれである。^{2) b)}しかしこれも結局は空文に終わり、陪審はこの種の一般的罪状の適用を止めなかった。

リチャード=ベネットは、ドーセット州ウェアラムの聖三位一体聖堂区で司祭の職^{c)}にあった。彼は1455年の裁判記録によれば“夜間の常習的な徘徊者であり、治安の攪乱者である。また生活態度には、不審なところがある。他人の妻数名を奪取・拘束して、それぞれの夫の意思に反して姦通を続けている”³⁾という。これに限らず類似の事例でも、妻がすべて不本意の被害者か否か。その点には疑問が残る。疑問の根拠は、聖職者の強姦罪の起訴状それ自体にある。起訴状によっては、事件があったとされる時点の妻について単独行動を示唆しているからである。これらの起訴で証拠と称するものは、恐らく村民の噂話の範囲を出ない。

司祭に対する起訴状は、王座裁判所へ送達されることもある。その起訴状で強姦のほかには平凡な罪状としては、教会の備品の窃盗がある。ミドルセクス州イクナムの聖堂区司祭は、1441年に住民から窃盗罪で告発された。^{d)}祭壇の飾り布60シリング相当の窃盗である。また“街道の強盗の常習者”とも併記されている。^{4) e)}

この種の事件には、起訴状の文言だけで判断しえないものがある。真相は、聖堂区司祭と信徒総代との不和かも知れない。しかもそのような不和・衝突は、大法官府での係争事件にも見られる。〈27頁〉ロチェスタ司教補佐は、上記の請願書によればウェスタラムの住民への対応に困惑していた。住民は当局に対して、同補佐の起訴を要請した。法律上の保護の剝奪、つまり法外追放の処分を期待したものである。また現地の司祭代行者数名のほかには司祭数名^{f)}をも起訴したという。同じ請願書の続きである。⁵⁾

起訴は真実か虚偽かを問わず、迷惑であることに変わりがない。告発の理由は、告発者の側で選択する。聖職者に対する告発でも、理由に虚偽や虚構がありえよう。しかし俗人の上層部には、聖職者への敵意が歴然としていた。上層部とは、裁判の操作が可能な勢力である。その敵意の帰結として、1449年に一通の請願書が議会へ提出された。文面によれば、請願

は“在俗か修道会所属かを問わず多数の司祭”のためになされた。彼ら司祭は“悲痛な苦難と不当な危害とにさらされて”おり、その原因は“重罪のさまざまな起訴状”にあるという。⁶⁾ 聖職者側は、国王への金銭献上を受諾した。聖職禄の有無を問わず、司祭全員がそれを負担する。その代償として聖職者から請願があれば、国王は全員に無償の恩赦^{h)}を与えることになった。^{6) 1)}

1) *Reg. Chichele*, I, cxxviii-ix; *Concilia Magnae Britanniae et Hiberniae*, ed. D. Wilkins (1737), III, 540; *Rot. Parl.*, IV, 327-8, 353-4, V, 28, 109.

2) *Rot. Parl.*, III, 494; *Statutes*, II, 132-3.

3) K. B. 9/274, no. 20.

4) K. B. 9/235, no. 31.

5) S. C. 8/4199.

6) *Rot. Parl.*, V, 152-3; *Cal. Pat. Rolls, 1446-52*, 302.

a) “malicious indictments”: “..... illud breve *De praemuniri* [sic] *facias*, et ipsa falsa *inditamenta*, quae hodiernis diebus falso nequiter et *malitiose* usitantur” — Wilkins, *op. cit.*, p. 533. この引用には“悪意の起訴”という文言が見える。著者は前出の注1)で540頁と書いているが、正しくはこの533頁であろう。

b) “And Moreover the same our Lord the King, considering that the Words and Terms, that is to say, [*Insidiatores viarum & depopulatores agrorum*,] complied in the Petition delivered to him in this Parliament by the Clergy of England, have not been commonly used in Indictments, Arraignments, [Appeals,] nor in other Impeachments in the Time of his said Grandfather, nor in the Time of his other Progenitors; and willing therefore to avoid such Novelties” — 4° Hen. IV. c. 2.

c) Richard Benet, rector of Holy Trinity, Wareham, Dorset.

d) rector of Ickenham, Middlesex.

e) “*communis insidiator viarum*”

f) “various of their vicars and other priests” ここで“彼らのウィカーリウス”とは、正規の聖堂区司祭つまり“レークトル”の司牧義務の代行者であろう。また“その他のプレスビテル”とは、品級において司祭であるが

しかるべき聖堂区の司祭職をもたないものか。この文脈では、恐らく代行者の助手であろう。代行者もまた品級では司祭か。品級において司祭でもすべて聖堂区司祭とは限らず、また代行者の助手に過ぎないこともありうる。

g) “many priests as well secular as religouse grevously vexud and troubled wrongwesly by diversr entitements of felonye” — Storey.

h) “free pardon” とりあえずこれを“無償の恩赦”と読んだ。前段落の末尾では、司祭代行者2名が“安価な一般恩赦”を受けている。またそれは、トロラブに対する“個人恩赦”と対比されている。個人恩赦は、相対的に高価であるか。文面からはそのように推定されるが、訳者の手もとの史料・文献では詳細が不明である。

i) “Whereas many priests, secular and regular, are vexed by indictments of felony not for the king’s gain but the profit of other persons the king has pardoned Robert Wynter of Wilton, co. Wilts, chaplain, of all felonies of rape and all forfeiture because of the taking of excessive salaries contrary to statute and all consequent outlawries. (1449)” — *Cal. Pat. Rolls, 1446-52*, p. 302.

§ 4-11 教会裁判権への脅威 (1) — プラエム—ニーレ法の変質

大司教管区の総会は上院・下院に分かれ、下院の苦情は“グラウァーミナ”^{a)}つまり請願書として上院へ送られる。その請願書では、1393年のいわゆる“プラエム—ニーレ”の“大制定法”^{b)}にも苦情が寄せられている。いいかえると、聖職者の裁判でこの制定法が発動されることへの苦情である。

同法の当初の意図は、文面からすれば極めて限定されていた。教皇の裁量を阻止して、イングランドの司教の利益を守ることがそれである。要するに同法は、この国の司教にとって優遇措置であった。教会裁判所の裁判官にとっても同様である。しかしほぼ40年後には制定当初の意図が歪曲され、国王と王国との権利の侵害者すべてに対して資産没収の判決を可能にした。この“冷酷な解釈”の導入によって、法律の性格が一変した。制定当初の優遇措置から、既得権侵害への逆転である。^{1) c)}

解釈転換の発議者は恐らく教会裁判所における守勢側で、狙いは教会裁

判権の無力化・無害化にあらう。大司教管区の総会はこれに抗議して、議会に救済を求めた。議会への請願は1439年、1444年および1447年の3回に及んだが、いずれも不調に終わっている。

その不調の結果として、1450年にはハーファド州ウェストン聖堂区の司祭職代行者が起訴された。この起訴はやはり“大制定法”に準拠している。発端はノーファク公が樅の古木を売却し、その収益に対してウェストンの司祭代行者が十分の一税を要求したことにある。彼は本件をカンタベリ大司教のアーチ裁判所つまり教会裁判所へ提訴し、逆にその提訴を理由として起訴されている。^{d)} この起訴によって、舞台は“ウィルガータ”の裁判所^{e)}へ移った。ノーファク公自身は国王の軍務長官であり、同裁判所では裁判官の一人である。^{2) f)}

なお樹木対象の十分の一税については、後にエドワード4世の特許状によって教会裁判所の権限が確認される。教会裁判所は、同種の事件に関して“大制定法”による訴追を免除された。^{3) g)}

1) *Reg. Chichele*, I, cxxviii-ix; *Concilia*, III, 540, 556.

2) K. B. 9/264, no.12.

3) W. T. Waugh, ‘The Great Statute of Praemunire’, *Eng. Hist. Rev.*, XXXVII (1922), 173-205 [p. 199 n.2.]

a) “Gravamen (*pl.* gravamina, Med. Lat., a grievance). A memorial sent from the Lower to the Upper House of Convocation with a view to securing the remedy of disorders or grievances in the Church.” — *Oxford Dictionary of the Christian Church*.

b) 詳細については、本稿末尾の〈覚書2〉「プラエムニレの制定法について」を参照されたい。

c) “Nevertheles now of late tyme some men have entendid and peyned ’em [themselves] to make, to [too] straunge and to *bitter interpretation* of the said statute, such as shold turne to intolerable hurt, and prejudice of the said prelates, and of spiritual juges in the lande, into whose favour the said statute was first maad, and ordeyned (1447)” — *Concilia*, III, 556.

d) “Thus in 1450 the vicar of Weston, Hertfordshire, was indicted under the statute for his suit in the court of Arches claiming tithe on ancient oaks sold by the duke of Norfolk.” 世俗権力の側からすれば、本件を教会裁判所へ提訴したこと自体が“大制定法”への違反であるということか。原文はこのように極度に簡略で、訳文が著者の真意を伝えているか否か確信がない。

e) “Verge or Virge [Lat. *virgata*], the compass of the royal court (twelve miles round the residence of the court) which bounds the jurisdiction of the Lord Steward of the Household” — *Jowitt's Dictionary*. ウィルガータとは国王宮廷の周囲12マイルの特別領域で、その領域は国王家政の管理長官の裁判管轄圏とされていた。

f) “Marshalsea, Court of the; a court originally held before the Steward and Marshal of the Royal Household, to administer justice between the sovereign's domestic servants It held pleas of all trespasses committed within the verge of the court” — *Ibid.* ウィルガータ所管の裁判所で国王家政の軍務長官もその裁判官であるとすれば、この軍務長官府の裁判所がそれであろう。しかも軍務長官の官職それ自体はノーファク公家の世襲とされており、同公は職権によってその裁判官であった。

g) “Concessimus etiam et confirmamus quod in curia ecclesiastica, de et super causa decimarum, etiam grossarum viginti, vel viginti et unius annorum, aut *majoris aetatis arborum* absque metu et poena cujuscunque prohibitionis aut brevis de *Praemunire facias* vel alterius libere et intrepide procedere, ac sententiam ferre (1462)” — *Concilia*, III, 584. Cf. “*Reformenda in parlamento pro ecclesia* Item statutum praetensum de *grossis abroribus* non decimandis (1444)” — *Ibid.*, p. 540. “20年か21年か、あるいはそれ以上の樹齢の大木に関する十分の一税”が対象となっている。“大木”については法律によって十分の一税の課税対象から除外されたことがあり、1444年にはそれが“教会のために議会で改革されるべきこと”の一つとされていた。

§ 4-12 教会裁判権への脅威 (2) — 大法官府への上訴

ほかに教会裁判所を脅かす要因としては、国王の大法官府が裁判所として発展してきたこともあげられる。大法官府における“衡平法”裁判の目

的は、コモン=ロー裁判所の機能を補完することにある。コモン=ロー裁判所の権限外の事件に関して、訴訟当事者に救済を与えることがそれである。現に“コモン=ローでは助けにならない”ということが原告側に共通の評価になっていた。

〈28頁〉大法官府が上訴を受理する根拠は、まさにこの補完機能にあった。教会裁判所はなるほど固有の分野をもち、その分野ではこれまで当然のこととして独占権を享受してきた。教会法による審理が可能で、王冠からもコモン=ロー裁判所の管轄外にあると認められるような事件がそれである。しかし大法官府の側では、その補完機能からして教会関係の事件についても上訴を排除しなかった。とはいえ聖職者が大法官府へ上訴すれば、教会法上の上司に対して権限侵害になりかねない。しかし聖職者の側では、大法官府の裁判に救済手段としての潜在能力を素早く認識した。

グロスタ州フレザンの聖堂区司祭は、1392年ころに大法官府へ上訴した。彼はパトロンから追放され、その結果として司教から破門されていた。破門の理由は、居住義務違反であった。パトロンからは、強姦罪でも告発されていたという。^{1) a)}

グロスタ州は、ウスタの司教管区に含まれる。そのウスタ司教管区からは、同じ時期にほかにも上訴があった。教会裁判所の実態は、その上訴からも推測される。司教の裁判所は不正な操作にさらされており、その点ではコモン=ロー裁判所に劣らない。

これら2件の事例では、原告の受難の陳述が真実の可能性もある。在来の裁判では救済されないというが、陳述の文面からはなるほどそれが正当化される。しかし残存記録としては、彼らの陳述だけしかない。ほかの事例では、大法官府における原告聖職者の被害陳述それ自体が明らかに歪曲である。何故か。故意・過失による事実無根の犠牲者であるというが、無実の主張自体が極めて疑わしいからである。たとえば聖職禄の交換や譲渡に関して、同僚との契約で詐欺の被害を受けたという。

この種の苦情は、教会裁判所への提訴が不可能であった。逆にシモーニアで、すなわち聖職売買で起訴されるからである。²⁾ 聖職禄の占有権が大

法官府の訴訟になるのは、司教管区の当局側が腐敗行為^{b)}の事前探知に失敗したことを示す。³⁾

大法官府への上訴には、教会裁判所への起訴の回避を意図したものもある。ハムバスタン修道院^{c)}は、1422年に十分の一税に関してローマ聖庁への上訴を回避すべくこの手段を選んだ。⁴⁾またデヴォン州のある人物は、訴状の中で恐らく“破門されていたであろう”^{d)}と述べている。借財に困って世俗の裁判所へ救済を求めることがないように、提訴妨害の破門である。⁵⁾十分の一税、聖堂での報酬、^{e)}ならびに遺言書の執行に関する係争は、大法官府への訴状の主題として頻繁に見受けられる。⁶⁾教会裁判所での被告が大法官府へ上訴し、同じ争点で原告になることもある。その件数がどの程度か、興味をもたれるところである。

イングランドの訴訟当事者には、相手方を困惑させるための戦術において非凡な天才がいる。大法官府は上訴の受理に積極的な姿勢を持続したので、彼らはその戦術として新たな方便に恵まれた。フランスでは、特別な上訴として“アペル=コム=ダビュ”^{f)}なるものを認めた。⁷⁾イングランド法には、教会裁判所から国王裁判所への上訴についてなるほどその手続きがない。⁸⁾〈29頁〉しかし大法官府は、教会の裁判権に対する妨害行為に大幅な可能性を与えた。その点ではプラエム=ニーレの令状にしても、また以前からの各種の禁止令状にしても同様である。

1) P. R. O. Early Chancery Proceedings (C. 1), bundle 7, no. 22; *Victoria County History of Gloucestershire*, X, 166.

2) Storey, 'Ecclesiastical Causes', 236-59.

3) See also *Cal. Pap. Let.*, IX, 244-5, 462, XI, 96, XII, 334.

4) C. 1/4/99. ほかに C. 1/4/164 および *Select Cases in Chancery* (Selden Soc., 1896), 117-18.

5) C. 1/17/86 (c. 1450).

6) *Public Record Office Lists and Indexes*, nos. 12, 16; C. T. Martin, 'Clerical Life in the Fifteenth Century', *Archaeologia*, 60, part 2 (1907), 353-78.

7) P. S. Lewis, *Later Medieval France* (1968), 319.

a) “In 1383 William Fairoak, rector of Fretherne the hostility of James Clifford, lord of Fretherne manor, who brought charges of felony and rape against the rector and in 1386 dispossessed him, keeping him out of living for seven years.” — *V. C. H. Gloucestershire*, X, 166.

b) 上記原注3)の『教皇令状簿』の事例は、いずれも聖職売買に関連している。従ってこの文脈で腐敗行為とは、聖職売買であろう。

c) Humberstone [Humberstayn or Hunston] Abbey, Lincolnshire, Benedictine.

d) “..... he ‘shulde have ben excomanged [excommunicated]’ ”

e) “services in church.” Cf. “..... Walter Muschamp, clerk, parson of the parisshe Church of Seynt Margarete Patens [St Margaret Pattens] in London, that where he on Seynt Margarete Day last past, resceyved and toke to his owne propre use in the right of the said Church the *offerynges, obventions and other profites* belongyng to the parson of the said Church for the tyme beyng, as was and is lawfull to hym to do” — Martin, *art. cit.*, p. 368. 原文があまりにも簡略で、内容が判然としない。しかし上記原注6)のマーティンの報告から、聖堂で給付されものつまり“報酬”と読んだ。

f) *appel comme d'abus: appellatio tanquam ab abusu.* 字義通りにいえば“あたかも権限の乱用を理由とするかのような上訴”であろう。パリ最高法院への特別な上訴であり、教会側の権限乱用への対抗策である。しかし15世紀末以降か。オリヴィエ=マルタン(埴浩)『フランス法制史概説』725頁。

g) 教会裁判所からの上訴とは、判決終了以後にそれを不服とする上訴であろうか。法律の規定ではそのような上訴を認めないが、判決以前の事実上の上訴が教会の裁判権を回避する形で許容されたということか。なおこの文脈での“国王裁判所”とは、定冠詞を帯びて単数であることからしても大法官府であろう。またこの段落の冒頭では、国王の大法官府が“裁判所として”と書かれている。コモン=ロー裁判所も国王裁判所であるが、この段落では複数である。

§ 4-13 対教会姿勢の転換 — ヘンリ7世

世俗権力と教会権力との関係は、ランカスタ朝からテューダ朝への交替とともに一変した。前王朝の歴代国王は、教会の諸特権を俗人の侵害から

守るという姿勢で一貫していた。しかし新王朝初代のヘンリ7世には、もはやその姿勢が見られない。ヘンリは王冠の排他的な権利として全臣民から忠誠を要求し、また王国の裁判組織の効率増進を意図していた。従って既存の諸特権は、これらの目的と両立する限りでしか容認されない。また彼の方針に適合しないときは、いかなる裁判権に対しても介入を自制することがなかった。

ヘンリの信仰心は、少なくとも先輩諸王に劣らない。また彼による司教候補者の指名からは、教会の統治を有能な適材へ委ねたいという願望がうかがわれる。¹⁾しかし聖職者の規律については、即位直後に警告を発して改善を要求した。最初の議会での制定法がそれである。有罪の聖職者に対しては司教に処罰の権限を与え、不義・密通で有罪のものには相応の期間の禁固刑をも可能にした。²⁾^{a)}議会のこのような立法は国王の主導によるもので、その点ではランカスタ朝に先例がない。前王朝の歴代国王の姿勢は、既述の通りである。彼らは下院の提案が教会裁判所の独立を侵害すると見れば、そのすべてに対して拒否権を発動した。

俗人は前王朝のもとで、教会当局の対応に憤慨していたであろう。司祭の犯罪に対する過度の減刑や矯正能力の欠如がそれである。ウィリアム=ペンクリヂは、エクセタ司教座で常勤の参事会員である。彼は司教エドモンド=レイシの聴聞裁判所^{b)}で、有罪の判決を受けた。罪状は、婦人数名との不義・密通である。刑罰としては罰金5マークのほかに、悔悛の贖罪を課せられた。しかし彼は、結局のところ投獄を免れている。再犯の自己抑制を命令されているからである。それのみか死亡にいたるまで、司教座の参事会員として聖職禄の占有を続けた。³⁾またヨーク州のある聖堂区司祭は、10人目の子供が生まれるまで恐らく当局の監視を逃れている。

ヘンリの法律は、何らかの効果をあげたか。そのようには考えられない。聖職者の不義・密通なるものは、その後も問題として存続したからである。⁴⁾これを重大な破廉恥罪と見なすものには、その実行者の人数について概して過大評価が見られる。⁵⁾しかし仮に過大評価があろうとも、問題それ自体が存続したことには変わりがない。

ヘンリは、1489年に教会対策を拡大した。教会の特権を削減し、法律上の抜け道を閉ざすための拡大である。新規の立法によって聖職者の特権を削減し、⁴⁾ その一方で教皇勅書の権威を借りてカンタベリ大司教の権限を補強した。聖堂の聖域については犯罪者の避難所として乱用されないように、大司教による聖域特権の削減を容認した。また修道院など司教の管轄権から免属の施設に対しても、大司教権限による巡察の実施を可能にした。これらの教皇勅書の発布は、そもそもヘンリ自身が教皇へ要請したことによる。⁵⁾ <30頁> また当時の大司教ジョン=モートンは、一方で国王の大法官でもある。従ってこれら一連の処置は、国王の利益を無視した結果とは考えられない。大司教権限の強化とは、国王の意向それ自体の反映であろう。

1) Storey, *Henry VII*, 185-9.

2) *Statutes*, II, 500-1.

3) *Reg. Lacy*, II, 303-4; Le Neve, *Fasti Ecclesiae Anglicanae*, IX (1964), 49.

4) Heath, *op. cit.*, 104-19.

5) *Cal. Pap. Let.*, XIV, 35, 51.

a) “An Acte for Busshopps to punnysh Priests and other religious men for dishonest lyffe That it be lafull to all Archebisshops and Bisshops, and othre Ordinaries havynge episcopall jurisdiction, to punnysshe and chastice such preestis clerkys and religious men by commyttyng them to Warde and prisoun there to abide for suche tyme as shalbe thought to their discrecions convenient for the qualite & quantite of their tresspasses” — 1^o Hen. VII. c. 4.

b) “Audience, Court of. Formerly the ecclesiastical court of the province of Canterbury. Originally the archbishop exercised his legatine jurisdiction in person, but later was assisted by assessors (auditors), who were gradually reduced to one. Later still, this remaining assessor sat at St Paul’s as judge of the court.” — *Oxford Dictionary of the Christian Church*. これは、大司教の聴聞裁判所に関する解説である。同様のものがエクセタ司教のもとにもあったということか。

c) 前出の訳注 a) は、ヘンリ7世第1年目の法律第4号の後半である。この第4号の表題は、字義通りにいえば“司教が司祭およびその他の聖職者を不誠実な生活に関して処罰することに関する法律”である。しかし“不誠実な生活”として規定の文面に明記されているのは、後半の不義・密通だけである。著者が“主要な破廉恥罪”というのは、そのことであろうか。

d) § 4-8 訳注 j) 参照。

§ 4-14 教会裁判権への介入——プラエムニーレ法の利用

教会裁判所に対する直接介入の強化には、ほかの手段も利用された。前出の1393年制定の“プラエムニーレ”法がそれである。直接介入の強化は、50年前にも発議されていた。当時の発議者は私的な訴訟の当事者であったが、^{a)}ヘンリ7世のもとでは国王直属の法律顧問団がこれを主導している。

ヨーク州ボウルトン修道院の前参事会長ギルバトに対して、1490年に“プラエムニーレ=ファキアース”の令状が発給された。容疑は後任参事会長クリストファの罷免を期待して、クリストファがローマの聖庁へ召喚されるように画策したということである。^{1) b)}

“プラエムニーレ”訴訟では、ジェイムズ=ハウバト卿がその推進者として知られる。^{c)}彼は王冠の首席法律顧問として、王座裁判所への上訴の先例を開いた。またそれ以前にもサファク州・ノーファク州それぞれの治安判事として、教会裁判所の被告に四季裁判所への上訴を奨励した。さらに彼は、1495年制定の法律に注目する。この法律それ自体は暴動の準備集会の阻止を目的とするものであるが、同法は既存のあらゆる法律の違反に関して治安判事への情報提供を許容した。

また情報の提供を奨励すべく、情報提供者は訴訟費用に関して支援を約束された。敗訴に終わっても同様である。^{2) d)}ハウバトはこの新法を1393年の法律にも適用させて、同法の違反に関する情報提供者の利益を守った。同法の違反行為は、放置すれば“国王から諸権利を剝奪しかねない”という判断による。

サファク州ノートのジョン=スミスは、新法を口実として同州の四季

裁判所へ上訴した。ジョンは、ノリヂ司教の受権総判事の裁判所へ召喚されていた。トマス=オウデンからの提訴によるもので、ジョンは総判事から答弁を求められた。トマスの妻が死亡して、その遺産をジョンが横領したという。トマスの提訴は、その遺産を回復するためのものであった。これは明らかに遺言状に関する訴訟であり、その審問の権限は総判事の裁判所に帰属する。しかし総判事は、権限の防衛よりもむしろ妥協を選択した。彼自身が国王から恩赦を受けて、新たな訴追を回避している。³⁾ この恩赦の代償は、安くなかったであろう。^{e)}

“プラエム=ニーレ”法の違反については、ノリヂ司教管区からほかにも上訴の事例がある。同司教管区の裁判所で金銭債務や十分の一税に関する訴訟があり、その被告からの上訴である。また、同司教とともに、司教座首席判事や記録係が上訴されたこともある。遺言状の検認に関して過大な手数料を要求したという。その遺言の執行者の一人は、ジョン=アレインであった。彼は財務府の裁判官で、しかもノーファク州の治安判事の一人として四季裁判所に出席している。^{f)}

ジョン=アーンリは、ハウバトの後任として王冠の首席法律顧問に就任する。^{g)} 金銭債務に関しては、彼も教会裁判所の被告のために上訴の道を開いた。一方はソールズベリ司教管区の事件で、ウィルトシャ司教補佐の裁判所から上訴された。他方はロンドン司教管区の事件で、エセクス州担当の受権判事の裁判所からの上訴である。さらに1508年には、年金の支払に関する事件がカンタベリの聴聞裁判所から上訴されている。事件は古く、1489年にまで逆上る。カースル=エイカ^{h)}の修道参事会長は、同年にブルムハウムⁱ⁾の修道参事会長をカンタベリの聴聞裁判所へ提訴した。本件もまた、教会裁判所への提訴を不当とする上訴であった。^{j)}

国王顧問ジョンの先例は、地方で模倣された。遙か北方のティンマウス特権領^{k)}において、同じ1508年に治安判事の裁判が開かれた。その裁判では、金銭債務に関する事件の上訴が受理されている。先にニューカースル=アポン=ティンでダラムの司教座首席判事による裁判があり、その被告からの上訴を受理したものである。⁴⁾

- 1) *Cal. Close R. 1500-9*, 133; *V. C. H. Yorkshire*, III, 198. [199?].
- 2) *Statutes*, II, 570.
- 3) K. B. 27/989, Rex 4; *Cal. Pat. Rolls 1494-1509*, 585.
- 4) K. B. 9/436, no. 10; 438, nos. 48-9; 442, nos. 6, 11; 446, no. 1; 447, nos. 9, 10, 15; 449, no. 13. これらの情報の所在については、アラン=ケァメラン氏 (Mr Alan Cameron) の教示による。
 - a) “発議者は恐らく教会裁判所における守勢側で” (§ 4-11)。
 - b) Bolton, Austin Canons Priory, in Yorkshire: translated from Embsay near Skipton to Bolton in Craven 1151. — Dugdale, *Monasticon Angli-canum*, VI, 201. / Priors: Gilbert Marsden resigned 1483, Christopher Wood resigned 1495. — *V. C. H. Yorkshire*, III, 199.
 - c) Hobart [Hubbard], Sir James (d. 1507), justice of the peace in Suffolk (-1481) and in Norfolk (1482-); attorney-general 1486-57.
 - d) “An Acte agaynst unlawfull Assemblies and other offences contrary to former Statutes. 本稿末尾の〈覚書3〉「1495年の法律について」を参照されたい。
 - e) 事件を時間の系列に沿って整理しよう。トマスの妻が死亡して、その遺産をジョンが横領した。トマスは、ジョンを受権総判事の裁判所つまり教会裁判所へ提訴した。ジョンは、同裁判所へ召還された。ジョンは教会裁判所での審理それ自体を不服として、新法を口実に世俗の四季裁判所へ提訴した。その結果として、総判事の権限それ自体が四季裁判所の権限と競合することになった。総判事は、権限に関する競合を恐れて妥協を選択した。妥協には、国王から恩赦を受けるという形式が選ばれている。トマスの提訴を受理したこと自体は越権行為でないが、それをあえて越権行為と自認した上での恩赦要請か。著者の説明は過度に簡略であるが、全体の脈絡はそのように理解されよう。
 - f) John Aleyn, baron of Exchequer.
 - g) John Ernley, Hobart's successor as attorney-general.
 - h) Castle Acre [Castleacre], Cluniac Priory, in Norfolk, cell to the Priory of Lewes, in Sussex.
 - i) Broomholm [Bromholm], Cluniac Priory, in Norfolk, cell to Castle Acre Priory.
 - j) この段落は原文自体が過度に簡略で、逐語訳にはなじまない。従ってここでは、訳者なりの理解を述べた。なおこれら3件の上訴はいずれも、教会裁判所への提訴を“プラエム=ニーレ”法に対する違反と見なしたものである

う。

k) Tynemouth [Tinmouth], Benedictine Monastery, in Northumberland, cell to St Albans Abbey: “the distant liberty of Tynemouth”

§ 4-15 教会裁判権の衰退 — 訴訟件数の減少

〈31頁〉コモン=ロー裁判所はヘンリ7世治世に活力を回復し、教会裁判権に対して警戒の姿勢を強めた。教会裁判所の活動の低下は、恐らくその結果であろう。かつてエドワード4世の晩年には政治がまだしも安定しており、その頃からカンタベリの司教座裁判所には民事の訴訟多数が集中した。とりわけ偽証^{a)}の訴訟がそれで、契約違反しかも大半が金銭債務の契約違反に関する訴訟であった。年間の受理件数は、1491年に最大の684件を記録する。しかしその後には受理件数が激減し、1477年から91年までの平均の半数以下になった。¹⁾ 同じ時期にウェルズ司教座では、裁判所の開廷の回数が減少し始める。²⁾

同様の傾向は、各地の司教から大法官府への要請書簡の件数からも知られる。破門対象者へ世俗権力の発動を要請する書簡である。その総数は1500年から1509年までの10年間でわずか76件に留まり、1250年から1534年までのいずれの10年間と比較しても最低であった。³⁾

また『教皇令状簿』を見れば、ローマ聖庁への上訴にもやはり変化が見られる。上訴件数はヘンリ6世の晩年に減少しているが、エドワード4世治世に回復する。しかしヘンリ7世治世では、最初の6年間を通じてイングランドからの上訴に対する教皇判決の記録が僅か1件に過ぎない。しかも判決公示の場所はローマ・ブリュージュおよびアントワープであり、その点において示唆的である。⁴⁾ 仮にイングランドで公示されれば、恐らく“プラエム=ニール”による訴追を免れなかったであろう。

15世紀末葉の司教には、司教総代理職と司教管区裁判所の首席判事職とを同一人物に兼任させる傾向が見られる。そのみか司教は、司教管区の文書主管職をも兼任させることがある。原因の一部は、教会裁判所が業務を失ったことに帰せられよう。

1) Woodcock, *op. cit.*, 84, 89.

2) R. W. Dunning, 'The Wells Consistory Court in the Fifteenth Century', *Proc. Somersetshire Archaeological and Natural History Soc.*, 106 (1962), 49.

3) Logan., *op. cit.*, 68. このような数字の落ち込みは、決して唐突でない。従って記録が偶発的に紛失したということでは、その説明にならない。

4) *Cal. Pap. Let.*, XIV, 40-1. Also IX-XIV *passim*. 教皇記録簿には、原本それ自体に欠落が多い。しかし件数減少の印象には、スコットランドやアイルランドからの上訴件数との比較もその根拠になっている。これら両地域からの上訴件数は、ヨーク朝時代を別とすれば、イングランドからの上訴件数を比率において上まわっている。

a) Types of suits introduced into the Canterbury sessions of the Consistory Court: Matrimonial, testamentary, tithe (subtractionis decimarum), ecclesiastical dues, other miscellaneous 'church' suits, salary, vexatious litigation, usury, defamation, *perjury*. "The most important feature of Instance business is the very large number of cases entered under the heading of *fidei lesionis et periurii* parties were baldly ordered to pay their debts *sub pena sententie excommunicationis*." — Woodcock, *op. cit.*, pp. 82-92.

§ 4-16 教会への敵意 — ヘンリ 7 世とダドリ

“プラエム—ニーレ”による訴追は、大半がヘンリ 7 世の晩年以降に集中する。その時期は、ヘンリの“法学者評議会”^{a)}が徴発を強行したことで悪名が高い。徴発は裁判の手續きに従っているが、それには前記 1495 年の法律が典拠とされた。

同評議会の議長は、エドマンド=ダドリである。彼は失脚以後に、国王自身の責任による不当な徴発行為の一覧表を残した。“プラエム—ニーレ”との関連は、その中の少なくとも 1 項目に明示的に書かれている。グロスタ修道院長やサイアレンセスタ修道院長は、彼によれば“プラエム—ニーレ令状に対する違反を理由として過酷に扱われた”^{b)}という。またロンドン司教リチャード=フィツジェイムズは、国王から 800 ポンド相当の供託

を強要され債務証書を提出させられた。¹⁾ ウィリアム=ホーシ博士は、監禁の上で100ポンドの罰金を科せられた。ウィリアムは同司教の首席判事であり、また総代理でもある。¹⁾ ウィリアムに対する処分は、ダドリ自身の“良心に反する”ものであった。⁴⁾ 両者に対する処分の理由は、いずれの項目にも明記されていない。しかし恐らくは、ロンドン司教管区裁判所に対する“プラエム=ニーレ=ファキアース”の令状に違反したということであろう。

ヘンリ7世による上記法律の運用は、貪欲な搾取そのものであった。犠牲者は、なるほど教会の関係者だけに限らない。しかし国王の介入に対して、教会が深刻な脅威を感じたことに変わりはない。²⁾ ³⁾ <32頁> ヘンリ8世治世には、最初の議会に一件の法案が提出される。単純明快に“イングランド教会の諸特権のための”法案¹⁾という名称で知られているものがそれである。この法案の提出とは、まさに教会側の危機意識を示唆するものにほかならない。議会上院では高位聖職者が過半数を占めており、同法案はその上院から提出された。しかし下院からは容認不可能な修正事項が提案され、法律としては制定に至らなかった。³⁾

法学者評議会には反聖職者的偏向があり、恐らくはそれが下院である程度の支持をえていた。ダドリは著書『コモンウェルスの木』において、彼自身の対教会観を述べている。教会の腐敗を慨嘆し、改善を要求した。聖職者は職階の上下を問わずすべて聖職禄の所在地に居住すること、また善良な生活の模範を示すことがそれである。さらに聖職の収入は、慈善の費用や聖堂の修復に充当することを要求した。⁴⁾

教会裁判所への敵意は彼個人の信仰心と矛盾せず、逆に敵意は信仰心に根差していた。ダドリの遺言状からは、むしろ在来型の信仰心が読み取れる。前出のハウバトは、彼の同僚である。ハウバトもまた、ノーファク州ロダン聖堂区の聖堂を再建した。⁵⁾

1) Emden, *Oxford Graduates*, II, 967.

2) C. J. Harrison, 'The Petition of Edmund Dudley', *Eng. Hist. Rev.*,

LXXXVII (1972), 82-99. この論文によれば、ヘンリによって“虐待された”ものの総数は84名で、そのうちの17名が教会人であった。

3) J. C. Cooper, ‘Henry VII’s Last Years Reconsidered’, *Hist. Journal*, II (1959), 110, 125.

4) Ed. D. M. Brodie (Cambridge, 1948), 5, 43, 56-65.

5) *Letters and Papers, Henry VIII*, I (1920), no.559; M. R. James, *Suffolk and Norfolk* (1930), 128.

a) Council Learned in the Law.

b) “55. Item the Abbott of Gloster [Benedictine Abbey of St Peter, Gloucester] and Cicester [Augustinian Abbey of St Mary the Virgin, Cirencester, Gloucs] were hardlie dealt with^{all} for *premunires*.” — Harrison, *op. cit.*, pp. 89, 96. “不当な徴発行為”は全体で84項目に区分され、これはその第55項である。

c) “4. Item one obligacon of my lord of London [Richard FitzJames, bishop of London 1506-22] for 500^{ll} to be had at the kinges pleasure, and a Recognizance of 300^{ll} to be payed at certaine dayes: he was hardlie delt wth all herein, for he sayed vnto me by his preisthoode the matter layed against him was not true.” — *Ibid.*, pp. 87, 91. これは第4項で、証書2種類各1通で合計800ポンドの債務になっている。

d) “56. Item doctor [William] Horsey [archdeacon of London in 1510 and vicar-general to the bishop in 1511] was longe in prison and payed one hundred poundes in my mynd contrarie to conscience.” — *Ibid.*, pp. 89, 96.

e) 著者は前注2)で“虐待されたもの”の総数84名中で教会人17名と書いているが、正確には84項目中で聖職者関係18項目というべきか。聖職者の内訳は、修道院長12名、修道参事会長2名、司教1名、博士1名、司祭1名のほかに“シトー修道会”となっている。Harrison, *art. cit.*, pp. 87f.

f) “pro Libertatibus Ecclesie Anglicane” — Cooper, *op. cit.*, p. 125.

§ 4-17 イングランド教会史上の15世紀^{a)}

平信徒における信仰心の高揚 本稿の考察対象は、表題に記載の通り15世紀である。この世紀は宗教改革以前の教会、すなわちカトリック時代のイングランド教会にとって最後の世紀になる。最後の世紀は、教会の

法制度にとって受難続きの世紀であった。聖職者個人にとっても同様である。しかし平信徒の側では信仰心の高揚の世紀であり、信仰のためには大金を惜しまない。平信徒主体の自発的な信者団体として、ギルドなどが数多く設立された。広大な聖堂区では周辺地区に支聖堂が設置され、地区の定期的な礼拝に充てられた。聖堂区の収入は平信徒の聖堂区委員が管理し、聖堂の建造物や備品の維持に充てられた。司祭はもはや聖堂区の代表として認められず、平信徒の委員こそがそれである。¹⁾

聖職者における適材の不足 俗人には、なるほど聖職者に対する反感が根強い。しかしそれは逆に聖職者に対する期待が高く、現状が期待の水準に及ばないからであろう。司祭の多くは、十分な資質を欠いていた。根本的な原因は、司祭の新規補充が必要な人数に遠く及ばないことにある。

司教側の対策 各司教は、その対策として令状を頻発した。“コムプソーリウム”つまり“強制”という表題の令状がそれである。その意図は、私設小礼拝堂の司祭に、聖堂区の司牧を強制することであった。²⁾ ある礼拝所司祭から、教皇へ上訴があった。イングランドでは、司教が無学・無分別の司祭に司牧を強制しているという。彼自身はそのような強制からの免除を請願し、認可されている。³⁾ 司教は候補者の能力不足を承知の上で、司祭の品級を認定することもあった。また単に資格の認定だけに留まらず、実際に司祭職へ就任させることもあった。あるいは仮に聖職者に過失や犯罪の事実があっても、司教は破門や聖務禁止など極端な処分を躊躇した。しかし司祭の絶対数の不足という状況下では、司教側のこのような処置も敢えて特筆し非難するまでもない。

新しい施設における司祭の需要 黒死病はイングランドの人口を激減させ、またその後の回復を妨げた。しかし聖堂区における聖職禄は、全体の件数において以前と異なるところがない。〈33頁〉聖堂区の司祭職やその代行者の職は、大半が収益において乏しく魅力を欠いていた。しかし寄進者の信仰心は既存の聖職の収益を加増させるよりも、むしろ上記の通り新しい施設の創設に向けられた。また死者の救霊のために、いわば突発的な聖職が数多く創設された。たとえばキングズ=リンでは、あるギルドが専

属の礼拝所司祭を14名も雇用している。ノリチ司教が彼らに聖堂区の司牧を強制したということで、ギルド側はこれに反発を表明した。^{4b)}

信仰に関する意識の変化 これはいわば労働力需給の問題であり、その根底には信仰の形態に関する意識の変化がある。各種の秘跡の恩恵に対する期待の高まりがそれである。聖祭の需要が全体として不断に増大し、司祭の供給促進が必要になった。同時代人の反聖職者感情は、上記の通り聖職者の需要に対する供給の失敗と無関係でありえない。多数の聖職者が嫌悪され虐待されるようでは、新人の補充が促進されない。また小規模聖職禄の司牧担当者つまり初任者の待遇が劣悪では、やはり新人の補充が阻害される。天職に忠実な司祭は、いつの時代にも存在するであろう。しかしその絶対数は、ミサ聖祭に対する民衆の需要に及ばなかった。民衆はミサへの参加回数を増やせば、靈魂の煉獄通過を速められると信じていたからである。

独身の強制から妻帯の容認へ ほかに司祭供給の阻害要因としては、聖職者に対する独身の強制があった。当時の賃金水準は、以前に比べて上昇している。また国王を始めとして官僚を給養する側では、15世紀末までに世俗の報酬による給養がさらに容易になる。聖職者であることは、かつて栄達のための有利な条件であり唯一の魅力であった。しかし今や野心的な行政官僚にとって、独身に留まることの一切の魅力が消滅した。

教会自体の内部における俗人化 妻帯聖職者すなわち聖職者身分からの離脱者に対する役職の解禁は、すでに教会それ自体の内部でも始まっている。カンタベリ大司教チチェリは、教会裁判所の記録係の役職から妻帯の公証人を禁令によって排除したことがある。禁令公布は、恐らく1414年である。しかし彼は、間もなく妻帯者2名に対してこの禁令の適用を免除した。⁴⁾ 教皇もまたその後に同様の適用免除を認可し、1444年には1年間だけで公証人4名がその認可を受けた。⁵⁾ 公証人であれば、事件処理の手数料だけでも生計の維持が可能であった。妻帯の公証人は、やがて教会裁判所の記録係としてほかの司教からも容認される。カンタベリ大司教のもとでは、聖職者身分で最後の記録係が1474年に死亡する。⁶⁾ 教会内の役

職の俗人化はこのようにして始まり、やがてエリザベス1世の治世に完了する。俗人化は文書主管・首席判事・総代理などの要職にも及び、しかもイングランド教会のすべての主教管区において完了する。

政府官職の俗人化 しかし俗人化の完了は次世紀後半のことで、ここではむしろ政府の官職が問題である。政府の官職における聖職者独占の慣行が破綻し、しかもその破綻が拡大する。テューダ朝初期の政府では、俗人が専門職の訓練を経て高位高官にも昇進した。エドモンド＝ダドリの経歴は、単にその適例の一つに留まらずむしろ最適の事例である。彼は前出の著書の中で、政府内部における司教身分の同僚に対して反感を書き残している。⁷⁾ またヘンリ7世の法学者評議会の立場からは、同僚の法律家とともに教会体制の末路について警告を発している。教会体制の擁護は、かつて王冠の伝統であった。しかし国王の各種評議会が教会側の代表者が影響力を失えば、その擁護の伝統それ自体も長くは持続しえないという警告がそれである。

1) D. M. Owen, *Church and Society in Medieval Lincolnshire* (1971), 142.

2) *Reg. Bourghier*, xlv-vi; Storey, *Thomas Langley*, 181; *Reg. Lacy*, I, 6-8, 48, 50, 55, etc. 第5巻(xxiv頁)によれば、35年間で修道会聖職者を含めて総数ほぼ1160名が司祭の品級を取得した。バース＝アンド＝ウェルズ司教管区は、ほぼ385の聖堂区をもつ(*Valor Ecclesiasticus*, I, 151-224)。一方で1407年から63年までの司祭品級取得者は総数ほぼ1622名に及び、そのおよそ半数が修道士あるいは托鉢修道士であった(A. F. Judd, *Life of Thomas Bekynton*, Chichester, 1961, 122-3)。従って修道会から司祭として補充されたのは、年間平均で総数ほぼ15名である。See also Owen, *op. cit.*, 143.

3) *Cal. Pap. Let.*, XIII, 408.

4) *Ibid.*, XII, 604. See also K. L. Wood-Legh, *Perpetual Chantries in Britain* (Cambridge, 1965).

5) *Reg. Chichele*, I, cxliv, III, 183-4, 215; *Cal. Pap. Let.*, IX, 451, X, 454-5, XI, 9, 83-4, *et seq.*

6) *Reg. Bekynton*, I, xix; *Reg. Bourghier*, xxvii; C. R. Cheney,

Notaries Public in England (Oxford, 1972), 80-1.

7) *Tree of Commonwealth*, 5, 56.

a) この最終段落は、異例に長い。しかも一挙に多様な事項に言及されているので、論点の整理のために小段落ごとに小見出しをつけた。

b) “To all the brethren of the confraternity, called the gild, of Holy Trinity, in the town (*ville*) of Lenne Episcopi [Bishop’s Lynn: King’s Lynn since 1537], in the diocese of Norwich. Indult, at their recent petition (containing that they maintain at their own expense a number of priests bound to celebrate daily, both in the chapel and in other fit and honest places and that the ordinaries often remove them from the the said office, and place them in parish churches in the stead of their absent rectors, and to compel them to serve such churches, even against their will, to the prejudice of the said confraternity), that (1467)” — *Cal. Pap. Let.*, XII, 604. これは『教皇令状簿』の記述である。カッコ内で請願事項の要点が述べられており、ノリヂ司教がギルド専属の司祭に対して空席の聖堂区の司牧を強制したという。

c) “To Henry Tremayl, clerk, of the diocese of Exeter, M.A. Indult, at his recent petition (containing that he is a notary public by papal authority and proposes to marry, but that it is provided in the provincial statutes of Canterbury that no layman, married clerk or bigamist shall in the province of Canterbury, in causes of corrections, especially corrections of souls, be a scribe or registrar or keeper of the registers of such corrections) that even after contracting such marriage, he may continue to act as a notary in the said court even in the said causes, and be registrar or keeper of the registers therein (1428)” — *Cal. Pap. Let.*, VIII, 69. やはり『教皇令状簿』の記述で、カッコ内にその禁令の一部が引用されている。ヘンリはこの禁令にもかかわらず、結婚後にも教会裁判所で記録係の業務継続を認可されている。

(試訳おわり)

〈覚書1〉「いわゆる“大きな呪い”について」——§4-6 訳注d)

[引用1：著者からの教示]

“The ‘Great Curse’ was well-established before the 15th century. There were references to it in *Councils and Synods*, vol. II (in two parts), ed. F. M. Powicke and C. R. Cheney (Oxford, 1964); see its index in part 2, p.1420, under ‘Excommunication, publication.’ This shows that the sentence was to be published regularly, according to diocesan statutes of the early 13th century; and this was apparently a result of the Lateran Council of 1215, and thus not limited to England but intended to be common practice in Catholic Europe.”

訳者はいわゆる“大きな呪い”について完全に予備知識を欠いていたので、著者に直接に御教示を要請した。これは、著者からの書簡の関連部分である。御教示を箇条書きで整理しておこう。

第1点。“大きな呪い”は、15世紀までに慣行として確立していた。

第2点。それについては、ポウィク・チーニ編『教会会議記録』の索引で若干の言及がなされている。

第3点。索引で“破門”の“公示”の項目を見れば、破門の判決文は定期的に公示することになっている。しかもその公示は、13世紀の早い時期から司教管区の制定法に準拠してなされるものとされている。

第4点。その発端は、1215年開催の第4回ラテラーノ公会議の決定にある。

第5点。従って対象はイングランドだけに限定されず、カトリック世界全域に共通の慣行となるように意図されていた。

最後の第5点は、訳者の質問の1項目に対する説明である。著者があえて“イングランド版”といわれるからには、原本は何かという質問である。要するにイングランド版とはラテラーノ公会議決定を世界共通の原本として、それをイングランドなりに改訂したものであった。著者が本文で

言及されたのはそのイングランド“地方版”であり、しかも1434年の“改訂版”であった。

[引用2：第4回ラテラーノ公会議決定——第3条“異端の信奉者について”]

Concilium Lateranense IV — 1215. Constitutiones 3. De haereticis (On heretics) “ (1) *Excommunicamus et anathemizamus*¹⁾ omnem haeresim adversus hanc sanctam, orthodoxam, catholicam fidem (2) *Volumus igitur et mandamus et praecipimus, ut episcopi per dioeceses suas diligenter invigilent, si canonicam effugere voluerint ultionem; si quis enim episcopus super expurgando de sua dioecesi haereticae pravitatis fermento, negligens fuerit vel remissus, ab episcopali officio deponatur*” — N. P. Tanner (ed.), *Decrees of the Ecumenical Councils*, I, 233-35.

ここでまず、第4回ラテラーノ公会議の決定事項に注目した。全71項のうちで破門に関する規定とえば、第3条“異端の信奉者について”がそれであろう。これはその第3条からの引用であり、説明の便宜のために2項目に整理した。

第(1)項は、第3条の冒頭の文言である。破門の対象は、正統信仰に対するすべての異端であるという。

第(2)項は、第3条の末尾の文言である。司教に対して、司教管区から“異端の害毒の酵母”を除去するように監視を指示している。その監視義務に違反すれば、司教職を剥奪するという。

この第3条は、問題の“大きな呪い”の発端であるという。しかし第3条には、全71項を通じて破門判決文の“公示”しかも“定期的公示”に関する言及がない。従って[引用1]の第3点の“定期的公示”とは、後日の慣行と見るべきか。

1) “The distinction between *anathema* and *major excommunication*

was not clearly stated. The difference was that major excommunication refers to the simple imposition of the penalty (e.g., by an ecclesiastical judge) whereas anathema refers to its solemn imposition by a bishop and twelve priests the expression 'major excommunication' does not exclude anathema but stresses the judicial rather than the ritualistic aspect of the penalty." — Logan, *op. cit.*, p. 14, n. 4. いわゆる“アナテマ”つまり“異端排斥”と“破門”とりわけ“大きな破門”との相違に関する記述である。

[引用3：『教会会議記録』から]

Council of the province of Canterbury at London and Lambeth—
1309. X. Execution of the ordinance for the publication of certain canons. “..... quod statuta et ordinationes venerabilis memorie Ottonis et Ottoboni,²⁾ in Anglia apostolice legationis fungentium officio, necnon et bone memorie Stephani³⁾ olim Cantuariensis archiepiscopi nostri predecessoris et insuper casus quibus *maioris excommunicationis sententia* per sacros canones infligitur in vestris ecclesiis cathedralibus in quatuor anni festis principalibus et nichilominus in synodis et congregationibus publice divulgentur ” — Powicke and Cheney (ed.), *Councils and Synods*, II, 1275.

著者からの御教示の第2点は、ポウィク・チーニ編『教会会議記録』の索引を見よということであった。この記録集には、なるほど破門の“公示”に関する言及が少なくない。しかし“大きな呪い”に関連しそうな記録は、予想や期待に反してむしろ僅少であった。あえて1件を選ぶとすれば、1309年開催のロンドン・ラムベス会議の記録が最適ではないか。これはその第10項の一部である。

ここで公示の対象とされているのは、次の3種類の規定である。第1は、教皇特使の“スタトゥータ”つまり制定法である。第2は、カンタベ

り大司教の“オルディナティオーネス”つまり命令である。いずれも13世紀のものであるが、イングランド教会ではこの時点でも基本法としての拘束力を失っていない。第3は、教会法の規定によって“大きな破門の判決”に相当するような事項であるという。教会法における重大犯罪ということか。

公示の場所はまずもって司教座聖堂であり、いわゆる“定期的公示”の時期は毎年4回の主要な祝日とされている。

2) Otto, cardinal deacon of St Nicolas in Carcere, later cardinal bishop of Porto, papal legate in England, Scotland, and Ireland (constitutions 1237); Ottobuono Fieschi, later Pope Adrian VI, cardinal deacon of St Adrian's, papal legate in England, etc. (constitutions 1268).

3) Stephen Langton, archbishop of Canterbury 1206-28.

[引用4：“大きな呪い”の1434年改訂版——前文]

Convocatio praelatorum et cleri provinciae Cant. 7. die mensis Octobris in ecclesia S. Pauli London — 1434. “..... dominus [Henry Chichele, archbishop of Canterbury 1414-43] mandavit (1) ut articulos illos de generali sententis, quae consueta est *quater* in anno publicari, et solenniter denunciari, conciperent in *lingua materna*, sub *brevior modo* (2) statuit et ordinavit, ut iidem articuli quolibet anno *ter*, viz. dominica prima adventus Domini, dominica prima xlmae [Quadragesimae], et dominica proxime sequenti festum S. Trinitatis, deberent publicari, et solenniter denunciari in singulis ecclesiis suae provinciae” — Wilkins (ed.), *Concilia*, III, 523ff.

そこで“大きな呪い”の1434年改訂版の前文に注目しよう。その全文は、同年開催の大司教管区会議の記録の中に残っている。説明の便宜のために、3項目に区分した。

第(1)項は、破門に関する“一般的判決”なるものの公示を指示している。公示の回数は、従来の慣習によれば毎年4回であった。しかも公示には一般信者の“母語”すなわち英語によって、また“短い形で”要点だけを伝えることになっていた。

それに対して第2項では頻度が改正され、聖堂区聖堂における公示が毎年3回と規定された。まず待降節の第1日曜日がそれで、ほかに四旬節の第1日曜日と聖三位一体の祝日の直後の日曜日が指定されている。⁴⁾

4) いずれも“移動祝日”である。1434/35年でいえば、待降節の第1日曜日は34年11月28日、四旬節の第1日曜日は35年3月6日、聖三位一体節直後の日曜日は6月19日になる。C. R. Cheney (ed.), *Handbook of Dates for Students of English History*, (1991), pp. 96f.

[引用5：“大きな呪い”の1434年改訂版——本文]

“First. alle they [those] ar [are] *accursed*, that [who] presume to take away, or to pryve [deprive] any churche of the right that longeth [belongs] therto, or elles ageyn right stryve to breke or trouble the libertees of the churche Also [Second], all they [are *accursed*], that presume to distourbe or trouble the peece and tranquilite of the kyng and his reaume [realm] of England; and [all] they that wronggefully withhold any right, that longeth to the kyng. Also [Third], alle [they] that wetyngly [wittingly] bere [bear] false witesse, and procure false witesse to be borne Also [Fourth], alle they that of malice putte any cryme or sclaunder [slander] to man or woman so that the, he, or she, so desclaundered, be called unto jugement or greved any other wise. Also [Fifth], alle they that receiveth the kyngges writtes or maundements [commandments] to take suche as beth [is]

accursed, and for mede [meed], or favour, or any other wilfull cause, doth not execution thereof; and [all] they that lette such execution, or procure wrongfull deliveraunce of such, as beth *accursed*. Also [Sixth], alle they that taken away, wasten, or withdrawen any thyng outte of houses or other places of archbishops, bishops, or any other person of holy churche Also [Seventh], alle they that drawe oute of sayntwarye [sanctuary] any man or womon that fleeth to churche, churchyerde, or cloyster and [all] they that put violent handes on prest [priest] or clerk. Also [Eighth], 1) alle they that use any wichecraft ; 2) and alle false jurors ; 3) willfull brenners [burners] of howses, userers; 4) alle they that do symonye or sacrilege, heretikes, Lollardes ; 5) famous theves, and rubbers ; 6) falsaries of the popes letres [letters], the kyngges letres, or letres of any ordinarye of holy churche; 7) and all counterfeitors of testaments or last wylles [wills] 8) and withholders of tythes, or other spituell commodityes, longyng to holy churche Also [Ninth], alle they that use false wegthes or false mesures Also [Tenth] felons, maynteners of felonyes” — *Ibid.*, loc. cit.

本文は、前文に記載の通り“母語”で書かれている。全体が10条に区分され、第2条以下では共通の文言が省略されている。それぞれの行為に及ぶものは“すべて呪われる”という文言がそれである。その意味は、該当者全員が破門の対象になるということであろう。まさに“一般的判決”であり、しかも判決の事前予告あるいは警告である。第10条も、やはり“一般的判決”の事前警告である点で変わりがない。全条の要点を確認しておこう。

○第1条：教会の諸特権の侵害を意図するもの。

○第2条：国王・王国の平和を攪乱し、国王の権利の妨害を意図するも

の。

- 第3条：虚偽を証言し、また他人に虚偽の証言をさせるもの。
- 第4条：他人に対して非難・中傷し、損害を与えるもの。
- 第5条：国王から破門対象者の逮捕の令状・指示を受けながら、その執行を意図的に怠るもの。
- 第6条：教会関係の各種施設から資産を奪取するもの。
- 第7条：教会施設への逃亡者をその聖域から拉致するもの、また聖職者に対して暴力行為に及ぶもの。
- 第8条：以下の各種行為に及ぶもの。
 - 1) 魔術。2) 偽証。3) 放火および利子の取得。4) 聖職売買・聖所侵犯ならびに各種の異端やロラド派の信奉。5) 窃盗・強盗・強姦。6) 教皇・国王・司教等の発給文書の偽造。7) 遺言状の偽造。8) 十分の一税ならびに教会所属資産の横領。
- 第9条：不正な度量衡器の使用に及ぶもの。
- 第10条：重罪犯人ならびにその支援行為に及ぶもの。

これらの条文には、前出の教皇特使の“スタトゥータ”やカンタベリ大司教の“オルディナティオーネス”に由来しそれらを継承したものも少なくない。また前出の第4回ラテラーノ公会議決定では、破門の対象が正統信仰に対する異端であった。しかし異端は、もはや第8条の第4項すなわち“その他”の一項目に過ぎない。要するに破門対象の罪状は必ずしも信仰直結の教会専管事項に留まらず、世俗の刑事犯罪とでも呼ぶべきものにまで及んでいる。俗界の法秩序の維持に教会当局が加担したというべきか。あるいは教会当局が俗界における秩序維持機能の未成熟を補完したというべきか。第2条・第5条などは、王権への迎合とすら読める。

[引用6：“大きな呪い”の先駆——1222年・1268年]

① “IN OXONIENSI CONSILIO [per dominum Stephanum quondam Cantuariensem archiepiscopum —— 1222] *excommunicantur omnes illi qui malitiose ecclesias suo iure privare presumunt, aut per*

malitiam libertates earundem infringere vel perturbare contendunt (1). Item, omnes illi qui pacem et tranquillitatem domini regis et regni iniuriose perturbare presumunt et qui iura domini regis contendunt detinere (2). Item, omnes illi qui scienter et prudenter falsum perhibent testimonium (3). Item, advocaciones qui in causis matrimonialibus malitiose exceptiones opporunt Item, omnes illi qui crimen imponunt alicui, cum infamatus (4). Item, omnes illi qui vacante ecclesia malitiose opponunt vel opponi procurant patronatus questionem Item, omnes illi qui contempnunt exequi mandatum domini regis contra excommunicatos (5).”

② “IN CONCILIO LONDONIENSI [per dominum Ottobonum quondam legatum in Anglia — 1268] *excommunicantur* omnes illi qui aliquem ad ecclesiam, cimiterium, vel claustrum confugientem inde abstrahunt violenter (7). Item, omnes illi qui de domibus, maneriis, vel grangiis, vel aliis locis ad archiepiscopos, episcopos, vel alias personas ecclesiasticas pertinentibus rerum earundem consummare vel auferre aut tractare presumunt (6). Item, omnes illi qui pro impedimento paci vel compositioni litigantium obiciendo quicquam receperint Item, *excommunicati* sunt ab archiepiscopis et episcopis Anglie omnes illi qui veniunt aut faciunt contra novam cartam, que sententia per sedem apostolicam pluries est confirmata.” — *Councils and Synods*, II, 1057f.

問題の “大きな呪い” の先駆はほかにもあろうが、とりあえずこの2件に注目しておきたい。これらの引用において(1)とは、上記 [引用5] の第1条に対応することを示す。以下同様。要するに [引用5] の第1条から第7条までは、オクファド会議やロンドン会議の決定を継承している。

[引用7：破門の“小”と“大”]

“The basic distinction made by the canonists from the thirteenth century onwards was between minor and major excommunication, a distinction based on degree of separation. *Minor* excommunication separated a person from reception of the Eucharist, from celebration of Mass and possibly even from attendance at Mass Of far greater significance was the censure of *major* excommunication, which separated the excommunicate not only from the Eucharistic Body of Christ but also from the Mystical Body of Christ; it was excommunication in its strict sense. It left the excommunicate dispossessed of all religious rights. He was excluded from entry into church, from the company of the faithful, from pleading in secular and ecclesiastical courts, from the enjoyment of a benefice, and from all legitimate ecclesiastical acts; and after death his body was even denied ecclesiastical burial.”
— Logan, *op. cit.*, p. 14.

では“大きな呪い”の形容詞“大きな”とは何を意味するか。[引用7]からは、破門に関して“小”と“大”との区別の存在が知られる。あるいは一方の“軽破門”に対して、他方は“重破門”とでも呼ぶべきか。

軽破門の核心は、聖体拝領・ミサ聖祭からの隔離であるという。他方の重破門はそれだけに留まらず、宗教上の権利全般の剥奪にまで及ぶ。聖堂への立入、信者との交流、裁判所への提訴、聖職禄の享受のみならず、死後における教会墓地への埋葬も許容されない。しかも教会裁判所からの排除は当然として、世俗の裁判所からも排除されるという。“大きな呪い”とは単なる軽破門に留まらず、恐らくはこの重破門の意味であろう。

所見の要約

当面の所見を以上7件の引用にそくして要約しておこう。問題の“大き

な呪い”とは、著者自身が明記の通り教会当局からの公示文の名称である。しかもそれは“イングランド地方版”であり、また“1434年改訂版”であった。そこまでは、著者自身が本文で明記の通りである。

[引用1]から。著者がこれを“イングランド地方版”であるといわれるのは、一方でカトリック世界全域に共通の規範つまり“世界共通版”の存在を前提としているからである。1215年開催の第4回ラテラーノ公会議の決定がそれである。またこれが“1434年改訂版”であるというのは、イングランド自体においても13世紀の教皇特使の制定法やカンタベリ大司教の命令にまで逆上るからにほかならない。

[引用2]から。ここで同公会議の“決定”とは上記の通り第3条であろうが、第3条には破門判決文の“公示”しかも“定期的公示”に関する言及がない。従って“定期的公示”とは、後日の慣行と見るべきか。

[引用3]から。“定期的公示”については、1309年開催のロンドン・ラムベス会議の記録で言及されている。公示の対象の第1は教皇特使の制定法であり、また第2はカンタベリ大司教の命令である。さらに第3の公示対象は、教会法の規定によって“大きな破門の判決”に相当するような事項である。後日の“大きな呪い”とは、この“大きな破門”にほかならない。それは[引用5]を見れば、さらに歴然とする。

[引用4]から。“定期的公示”には、一般信者の“母語”つまり英語で要点だけを伝えるものとされた。一般信者への主旨の徹底を意図したものであろう。公示の場所は聖堂区聖堂で、頻度は毎年4回が毎年3回に改められた。

[引用5]から。いわゆる“母語”による本文は、上記の通り破門対象の罪状を克明に列挙している。ここでは[引用6]との対比で、次の事実を指摘するだけに留めておこう。

A: “alle [all] they [those] ar [are] accursed, that [who]

B: “excommunicantur omnes illi qui

前者は[引用5]の、また後者は[引用6]の文言である。前者が後者の母語訳であることは、これで歴然とする。母語において“呪われる”と

は、ラテン語の“破門される”と同義であった。

最後の[引用7]は、いわゆる“軽破門”と“重破門”との相違に関する解説である。ここではもはや反復を必要としない。

要するに“大きな呪い”の“呪い”とは、動詞の受動態表現“呪われる”に由来する。それを端的に名詞化して表現したものであろう。著者自身の造語であろうか。訳者の管見の限りでいえば、ほかの著者にはその用例が見当たらない。キリスト教文化圏の専門家にとっては、初見でも十分に理解可能な表現かも知れない。しかしキリスト教文化圏ですら、十分に市民権を認められて広範に使用されているとは見受けられない。

〈覚書2〉「プラエムニーレの制定法について」——§4-11 訳注b)

[引用1：用語の解説]

① “Praemunire [*praemoneri* ← *praemonere*, to forewarn], an offence so called from the words of the writ preparatory to the prosecution thereof: *praemunire facias* A. B. (cause A. B. to be forewarned) that he appear before us to answer the contempt wherewith he stands charged.” — Jowitt’s Dictionary. ② “Praemunire. The title of statutes (first passed in 1353, 1365, and 1393) which were designed to protect rights claimed by the English crown against encroachment by the Papacy.” — *Oxford Dictionary of the Christian Church*. ③ “..... that of 1393 — sometimes called ‘the great statute of praemunire’ by modern writers (e.g. by Stubbs, *Const. Hist.*, ii, 509) — Waugh, *art. cit.*, p. 173.

まず“プラエムニーレ”とは、いわゆる“プラエムニーレ=ファキアース”の令状なるものに由来する。これを字義通りにいえば“(被疑者ABが)前もって警告を受けるようにあなたにその手配を要請する”ということであろう。これは訴訟準備の令状で、裁判所侮辱の被疑者に対して弁明のための出頭を官僚から指示させるものである①。令状の名称は犯罪の名称に転用され、さらに法律の表題にもなる。

その法律には“教皇尊信罪法”“国王軽視罪法”という訳語も充てられているが、適訳とはいいがたい。繁雑を恐れずあえていえば“王冠の諸権利を教皇の侵害から守るための法律”か②。

いずれにせよ“大制定法”とは、リチャード2世治世第16年目つまり1392/3年の法律第5章がそれである。この法律は先行の法律2件を再確認し、さらに補強したものとされる。エドワード3世第27年目(1353年)の法律第1号第1章、および同第38年目(1363/4年)の法律第2号第1章・第2章がそれである②。

なお“大制定法”とは後世の通称で、たとえばスタブズの『国制史』に

それが見られるという③。

[引用2：制定法の要点]

“(1) That if any purchase or pursue, or cause to be purchased or pursued in the Court of Rome, or elsewhere, [by any] such Translations, Processes, and Sentences of Excommunications or any other Things whatsoever, which touch the King against him, his Crown, and his Regalty, or his Realm that they, their *Notaries, Procurators, Maintainers, Abettors, Fautors [favourer], and Counselors*, shall be put out of the King’s Protection, and their Lands and Tenements, Goods and Chattels, forfeit to our Lord the King; or that Process be made against them by *Praemunire facias*, in Manner as it is ordained in other Statutes of Provisors, and other which [who] do sue [in any other Court] in Derogation of the Regalty of our Lord the King.” — 16^o Ric. II. c. 5.

これはその“大制定法”の要点である。説明の便宜のために、(1)から(3)までの3項目に区分した。この法律の禁止事項は国外への上訴であり、端的に言えば教皇への上訴禁止が主眼である。禁止事項としては、まず司教が転勤に関して教皇に配慮を要請することが書かれている。また訴訟に関する配慮の要請とともに、敵対者への破門判決の要請行為も禁止されている。ほかに端的に言えば、国王あるいは王国の利益を損なうような一切の上訴が禁止された(1)。前出②で指摘の通り、まさに“王冠の諸権利を教皇の侵害から守るための法律”である。

違反者は国王の保護の対象から除外され、不動産のみか動産も没収される(2)。なお斜体字の6語はいずれも支援者・加勢者を意味し、彼らも処罰の対象になる。類義語の列挙は当時の法律の通例であって、実質において支援者であれば名称の別を問わないということであろう。

しかも同法の訴訟準備には、いわゆる“プラエムニーレ=ファキアース”の令状が発給された(3)。その結果として令状の名称は犯罪の名称に転

15 世紀イングランドにおける司教管区の行政（東出）

用され、さらに法律の表題にもなった。

〈覚書3〉「1495年の法律について」——§4-14 訳注d)

[引用1：条文の要点]

“An Acte agaynst unlawfull Assemblyes and other offences contrary to former Statutes. [I] be it enacted that from hensfourth aswell the Justices of Assise in the open Sessions as the Justices of the Peas in ev[er]y Countie upon *informacion* have full power and auctorite by their discrecion to here [hear] and det[er]myne all offeces and contemptis co[m]mitted and doon by any p[er]sone or parsones ayenst th^e fourme [former ?] ordynaunce and effecte of *any Statute* made and not repellid. And that the seid Justices uppon the seid *informacion* have full power and auctorite to awarde and make like p[ro]ces of trespas doon cont[r]ary to the Kingis peace [II] that the p[er]sone which shall geve the seid *informacion* for the King shall *by the discrecion of the seid Justices* content and paye, to the seid p[er]sone or p[er]sones ayenst whom the seid *informacion* shalbe so geven, his resonable *costes and damages* in that behalfe susteyned, if it be tried or founde ayenst hym that so gevith or maketh any suche *informacion*. (1495)” —11° Hen. VII, c. 3.

この法律は表題に記載の通り、単に非合法集会のみならず既存のすべての法律に対する違反を対象にしている。まず第1項は、違反の情報提供があれば“告発され起訴された”ばあいと同様に“聴取して決定する”ことを許容する。要するに正式に起訴がなくとも、裁判が可能であるという。

第2項は、その情報の信頼性が否認されたばあいの賠償責任を規定している。通報者は、被害者に対して“費用や損失”の弁済を義務づけられた。費用とは、訴訟に関する被害者の出費であろう。文面を見る限り、動詞“支払う”の主語は明らかに通報者であって被害者ではない。

[引用2：著者の記述]

“A statute of 1495, specifically designed to discourage riotous assemblies, contained a provision that any person might lay information before justices of the peace about breaches of any statute, / and to encourage informers they were promised *their* costs even if a prosecution failed.”

説明の便宜のために、斜線によって前半と後半とに分けた。前半は上記第1項の要点を述べており、特に問題がない。問題は後半にあり被害者に関しては、一語も書かれていない。従って“彼らの費用”とは、通報者の費用と読まざるをえない。では通報者が自分の費用を“約束された”というのは、どのような意味か。法律の文言からすれば、費用とは通報者が被害者に対して弁済すべき費用・損失である。しかもその弁済は、裁判官の“裁量”によるという。裁判官の裁量によっては、通報者が弁済を免除されたということか。いずれにせよ著者の記述は過度に簡略で、判読が容易でない。ここでは、訳者なりの当面の判断を述べた。

《おわりに》

本稿の主要部分は、ロビン=リンヅィ=ストーリーの小冊子『15世紀イングランドにおける司教管区の行政』の試訳である。要所に訳注を付記した。訳注の大半は訳者自身を納得させるためのもので、読者諸賢にとっては無用かも知れない。ほかに付録の覚書が3点になった。一連の訳注と同様に、これらの覚書もまた訳者自身を納得させるためのものにほかならない。訳注や覚書にこれほどの紙幅を充てたのは、訳者自身の予備知識・基礎知識の不足に起因する。

著者ストーリー先生は、本書執筆の時点でノティンガム大学の歴史学科に勤務されていた。昨年12月の訳者あての私信によれば、すでに“エーメリトゥス”つまり名誉教授として“レウエルスス=アド=パトリウム”であるという。要するに“パトリア”つまり故郷への帰還者である。現住所はカーライル市で、御自分を帰郷者といわれるからにはカーライルの御出身であろう。

先生の既発表業績は、以下の通りである。これらは訳者が各種の文献から確認しえたもので、恐らく主要業績と見なしてよかろう。

- 1 ‘The Manor of Burgh-by-Sands’, *Transactions of the Cumberland and West-morland Antiquarian and Archaeological Society*, New Series, LIV, 1954.
- 2 ‘Marmaduke Lumley, Bishop of Carlisle’, *Ibid.*, LV, 1955.
- 3 ‘The Wardens of the Marches of England towards Scotland, 1377-1489’, *English Historical Review*, LXXII, 1957.
- 4 ‘English Officers of State, 1399-1485’, *Bulletin of the Institute of Historical Research*, XXXI, 1958.
- 5 ★ *Diocesan Administration in the Fifteenth Century*, St Anthony’s Hall Publications No.16, First Edition, York, 1959.
- 6 *The Register of Thomas Langley, Bishop of Durham, 1406-37*,

- 6 vols., Surtees Society, Durham, 1956-70.
- 7 *Thomas Langley and the Bishopric of Durham, 1406-37*, Church Historical Society, London, 1961.
- 8 *The End of the House of Lancaster*, Barrie & Rockliffe, London, 1966.
- 9 *The Reign of Henry VII*, Blandford History Series, Problems of History, London, 1968.
- 10 'Lincolnshire and the Wars of Roses', *Nottingham Medieval Studies*, XIV, 1970.
- 11 'Ecclesiastical Causes in Chancery', Bullough, D. A. and Storey, R. L.(ed.), *The Study of Medieval Records: Essays in Honour of Kathleen Major*, Oxford University Press, 1971.
- 12 'Recruitment of English Clergy in the Period of the Conciliar Movement', *Annuario Historiae Conciliorum*, VII. 1975.
- 13 'Clergy and Common Law in the Reign of Henry IV', Hunnisett, R. F. and Post, J. B. (ed.), *Medieval Legal Records Edited in the Memory of C. A. F. Meekings*, H. M. S. O., London, 1978.
- 14 ★★ *Diocesan Administration in the Fifteenth Century*, Second Edition, York, 1981.
- 15 'Gentlemen Bureaucrats', Clough, C. H. (ed.), *Profession, Vocation, and Culture in Later Medieval England: Essays Dedicated to the Memory of A. R. Myers*, Liverpool University Press, 1982.
- 16 'Episcopal King-Makers in the Fifteenth Century', Dobson, R. B. (ed.), *The Church, Politics, and Patronage in the Fifteenth Century*, Alan Sutton, Gloucester, 1984.

最初の論文で“ブラフ=バイ=サンズ”とは、カーライルの西北西に位置する。距離にして同市から約8キロに過ぎない。第2の論文はほかならぬ

故郷カーライルの司教に関する研究であり、また第3の論文は対スコットランド辺境を扱っている。初期の関心が御郷里とその近傍に向けられていたといえよう。これらのうちで第6の『ドラム司教トマス=ラングリ関係記録簿』全6巻は、原史料の校訂作業の成果である。恐らく先生の最大の業績と見なしてよかろう。

第5の小冊子つまり★印のものは、本稿の底本の初版である。本稿の底本それ自体は、第2版つまり改訂増補版である。★★印のものがそれであり、念のため一覧表に再掲した。“この小冊子の初版を書いてから、ほぼ40年が経過しています。あなたがこれに関心をもたれているとは、まことに意外でした。” 訳者宛の私信の文面である。初版は39年も以前の作品で、改訂版からでもすでに16年が経過している。

初版と改訂版との間には、どのような相違点があるか。先生の“まえがき”によれば、最大の相違点は改訂版で最終節つまり第4節を追加したことである。最終節追加の目的は15世紀の教会の“統治者”にとって難問は何か、その難問をあれこれ指摘することにあつた。本稿では、最終節の表題を“受難の15世紀——教会裁判権とその環境”とした。最終節は原文33頁中の15頁、すなわち紙幅全体の45パーセントに及んでいる。改訂の意図とともに、先生の意欲がうかがわれる。

著者の研究関心は、初版の刊行以降に中世後期のほかの側面に移ったといわれる。やはり“まえがき”の記述である。初版の刊行の時点では、上記の『ラングリ関係記録簿』の校訂・刊行が続いていた。研究関心の移動は、恐らくこの大事業の体験を機縁とするものであろう。しかも関心の移動は、大事業以降の業績の表題にもあらわれている。研究対象は、御郷里とその近傍の範囲を超えて全国各地に広がった。

しかも関心の移動の結果として、先生には“本稿の初版のような仕事が次第に非現実的なものにおもわれてきた”といわれる。さらに“教会行政の実態の叙述には、教会が対決すべき社会の背景をも考慮しなくてはならない。しかし初版は、その考慮を欠いたままで実態の叙述と自称していた。”これも先生御自身の反省である。ここで“教会が対決すべき社会の

背景”とは、上記の通り教会の“統治者”の側からすればまさに“難問”であった。教会の“統治者”とは原著の文脈からすれば司教管区の統治者であり、司教自身にほかならない。

“司教管区の行政”といえ、訳者にとってアレグザンダ=ハミルトン=トムプソンの1947年の著書がまさに教科書であり指南書であった。『中世後期におけるイングランドの聖職者とその機構』がそれである。トムプソンの著書が一般に高い評価をえていたことは、ストーリー先生によっても語られている。しかしこの著書は表題に明記の通り“機構”に関する解説であり、どちらかといえば機構の“静態”の描写である。ではその機構が現実にもどのように運用されたか、つまり運用の実態あるいは“動態”を知る手がかりはないか。その動態に関する指南書の発見は訳者の積年の願望であり、この小冊子はその指南書探索の過程で遭遇したものである。

あらためて“まえがき”に注目しよう。この小冊子の初版は、草稿が1958年に用意されている。トムプソンの著書の出現から、ほぼ10年後のことである。ストーリー先生の意図は、トムプソンの業績の空白部分について検討を深めることにあった。空白部分とは、次の2点であるという。

第1点は、ほぼ1270年以降の“受権判事職の起源と発展”であるという。先生によれば、本冊子の初版執筆以降にこの論題に関して諸家の検証の進展が著しい。従って再版に当たっては“この役職に関する記述を相応に圧縮して、司教管区の行政におけるその位置付けを素描するだけに留めた。”改訂版の第2節がそれである。

第2点は、この行政機構の“勤務者”の実態検証であるという。この第2点については再版でも変更がなく、初版以降の研究成果を考慮して若干の小規模な修正を加えたに過ぎない。改訂版の第3節がそれである。

要するに第2節は、役職別の解説であった。それに対して第3節はいわば“プロソーポグラフィア”として、役職横断的に具体的な個人の職歴を追跡し記述している。第2節の多様な役職は、第3節で特定個人の職歴における栄達の階梯として現れる。また複数の役職の同時兼任も頻繁に見られた。いいかえると特定個人が特定の役職に固定されず、実態としては複

数の役職について歴任・兼任の事例が少なくない。

司教管区の行政機構の“勤務者”は、訳者自身にとってそれまでの学習の空白部分であった。この分野に関する学習は、僅かに“アルキディアークヌス”つまり司教補佐だけに留まっていた。しかし司教補佐が“司教の眼”でありえたのは13世紀以前のことで、14世紀以降には“管財判事こそがそれにふさわしい”という。先生は第2節において、中世後期における司教補佐職の形骸化を指摘する。司教補佐職は、中世後期の司教管区行政においてすでに“時代遅れ”であった。

訳者にとっては第2節・第3節ともに有益な情報であり、これらを精読することによって司教管区の行政に関する“動態”の認識を深めた。しかも改訂版においてはその“動態”を“社会の背景”の深みから理解させるべく、新たに第4節が追加されている。第4節については、あらためて本稿冒頭の目次を通観されたい。上記の通り紙幅全体の45パーセントに及ぶとはいえ論点は多岐にわたり、全体としてきわめて難解である。先生の意図をいかほど正確に再現しえたか、甚だ心もとない。

なお原著の各節には、本稿冒頭で指摘の通り表題がない。冒頭の原著目次は、各節・各小節の内容から逆推して作成した。小節とは原著における“段落”であって、本稿の段落は訳者の判断で細分されている。訳者が目次を再構成したのは、原著全体の構想あるいは設計図を読み取るためであった。また目次があれば、索引の代替物にもなろう。しかし先生の意図を正確に再現しえたか、この目次についても不安が残る。

.....

筆者の積年の問題関心は、中世後期イングランドにおける国家と教会との相互補完的関係の通時的検証である。相互補完的関係とは、相互依存的关系でもある。この問題関心は、これまでも拙稿で反復して表明したところである。訳者がこの小冊子に注目したのは、そのような問題関心に由来する。

先生は第4節の最終段落で、教会自体の内部ですら役職の“俗人化”が進行していたという。しかもそれは教会の内部だけに留まらず、政府官職

の“俗人化”との並行現象として指摘される。政府官職の“俗人化”の過程とは、訳者の問題関心にそくしていえば国家・教会の相互依存的関係の弛緩・解消の過程である。さらに後日の政教分離の伏線でもあろう。

この小冊子は、1983 年に入手した。改訂版の刊行から 2 年後のことである。一読して反復精読の必要性を痛感した。徹底的な精読には、むしろ全訳が適切である。しかし全訳には、長時間の集中作業が予想された。何故か。理由は単純で、筆者の予備知識の不足がそれである。全訳のための時間は、前任校からの停年退職の結果として確保された。小冊子の入手からすでに 10 年を超えていた。

原著の情報が同学の諸賢にとっていまだに有益であるか否か、その点は諸賢の評価に委ねざるをえない。しかし筆者自身にとっては、原著の徹底的学習が今後の作業のために依然として不可欠であった。本文は別としても訳注は同学諸賢にとって過剰であり、付録覚書の 3 点は恐らく無用の長物であろう。しかしこれらの集約もまた、訳者自身にとっては不可欠の作業であった。教会特有の術語や聖俗両界の裁判慣行について、十分な予備知識を欠いていたからである。要するにこの全訳作業は、一面において基礎的な常識の補充・再確認の作業でもあった。

.....

イギリス中世史研究会の 1997 年の定例研究会は、6 月 12 日(木)・13 日(金)の両日にわたって北海道大学の附属図書館研修室で開催された。本稿の骨子は、その初日の報告で紹介されている。

以 上

(脱稿：1997 年 6 月。投稿：1998 年 1 月。)

追記 東出功教授は去る 6 月 21 日に急逝されました。最後まで研究に情熱を注がれた教授の御学恩に深謝申し上げつつ、御遺稿を掲載させていただくことにしました。

Diocesan Administration in Fifteenth-Century England — Notes Introductory to an Essay by R.L.Storey —

Isao HIGASHIDE

Robin Lindsay Storey's *Diocesan Administration in Fifteenth-Century England* (2nd ed., 1972) consists of the following sections.

(PART ONE)

§1 The administrative organisation of dioceses and its severance from the episcopal *familia*.

§2 Episcopal or diocesan senior officers: registrar, chancellor, official-principal, vicar-general, commissary-general, sequestrator-general, rural dean, archdeacon and his official.

§3 Prosopographical sketches of senior officers.

(PART TWO)

§4 The last century of the pre-Reformation church.

In the present paper, the writer tries to represent the details that Storey reveals in his own essay, by making a page-by-page examination of it. Besides the author's original footnotes, a number of additional ones are prepared by the writer, for a better understanding of the details.

The three appendices are added: (1) An English version of the 'Great Curse' in 1434; (2) The 'great' statute of *praemunire* of 1393; and (3) A statute of 1495 against unlawful assemblies.